

第百二十回国会 衆議院 商工委員会 議録第七号

平成三年三月六日(水曜日) 午前九時三十分開議

出席委員

- |            |           |
|------------|-----------|
| 委員長 奥田 幹生君 | 理事 甘利 明君  |
| 理事 逢沢 一郎君  | 理事 佐藤謙一郎君 |
| 理事 高村 正彦君  | 理事 竹村 幸雄君 |
| 理事 額賀福志郎君  | 理事 森本 晃司君 |
| 理事 和田 貞夫君  | 理事 森本 晃司君 |
| 理事 浦野 然興君  | 理事 大石 正光君 |
| 加藤 卓二君     | 木村 義雄君    |
| 古賀 正浩君     | 佐藤 信二君    |
| 齊藤斗志二君     | 田中 秀征君    |
| 田辺 広雄君     | 田原 隆君     |
| 谷川 和穂君     | 中谷 元君     |
| 萩山 教殿君     | 鳩山 邦夫君    |
| 町村 信孝君     | 山本 拓君     |
| 宇都宮真由美君    | 小澤 克介君    |
| 大島 章宏君     | 加藤 繁秋君    |
| 小岩井 清君     | 渋谷 修君     |
| 鈴木 久君      | 水田 稔君     |
| 安田 範君      | 吉田 和子君    |
| 二見 伸明君     | 渡部 一郎君    |
| 小沢 和秋君     | 伊藤 英成君    |
| 川端 達夫君     | 菅 直人君     |

出席國務大臣

- 通商産業大臣 中尾 栄一君  
 國務大臣 坂本三十次君  
 (内閣官房長官)

出席政府委員

- 公正取引委員会 梅澤 節男君  
 委員長 公正取引委員会 植木 邦之君  
 事務局長 公正取引委員会 矢部丈太郎君  
 事務局官房審議官

第一類第九号 商工委員会議録第七号 平成三年三月六日

委員外の出席者

- |                     |        |
|---------------------|--------|
| 通商産業大臣官房長           | 熊野 英昭君 |
| 通商産業大臣官房総務審議官       | 高島 章君  |
| 通商産業大臣官房審議官         | 合田宏四郎君 |
| 通商産業省立地公書局長         | 岡松壯三郎君 |
| 通商産業省基礎産業局長         | 内藤 正久君 |
| 通商産業省生活産業局長         | 南学 政明君 |
| 環境庁企画調整局長           | 長谷川正榮君 |
| 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長 | 坂本 弘道君 |
| 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長 | 三本木 徹君 |
| 農林水産省食品流通局食品油脂課長    | 竹本 洋一君 |
| 自治省行政局行政課長          | 岩崎 忠夫君 |
| 商工委員会調査室長           | 松尾 恒生君 |

委員の異動

三月六日

辞任

- 尾身 幸次君  
 木村 義雄君  
 渡辺 秀央君  
 小澤 克介君  
 川端 達夫君  
 江田 五月君

補欠選任

- 町村 信孝君  
 大石 正光君  
 萩山 教殿君  
 宇都宮真由美君  
 伊藤 英成君  
 菅 直人君

同日

辞任

- 大石 正光君  
 萩山 教殿君  
 町村 信孝君  
 宇都宮真由美君  
 伊藤 英成君  
 菅 直人君

補欠選任

- 木村 義雄君  
 渡辺 秀央君  
 尾身 幸次君  
 小澤 克介君  
 川端 達夫君  
 江田 五月君

三月六日

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(和田貞夫君外十名提出、衆法第五号)  
 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)  
 は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

再生資源の利用の促進に関する法律案(内閣提出第五〇号)  
 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)  
 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(和田貞夫君外十名提出、衆法第五号)

○奥田委員長 これより会議を開きます。  
 内閣提出、再生資源の利用の促進に関する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。森本晃司君。  
 ○森本委員 きのうから我が国にとって大変大事な、言うならばごみ問題、さらにいかにリサイクルをしていくかということを御討議いただいでお

りますが、私もきょうはいかにリサイクルをすべきかという、政府の法律に対して質問をさせていただきますかと思ひます。  
 我が国の経済が大きく発展するにつれまして、豊かになればその反面、物を簡単に捨ててしまふという流れが今で上がつてまいりまして、東京都初め全国、大変なごみ問題が大きな課題となっているわけでございます。このままだと日本列島酔うとかあるいはごみに埋もれてしまふ日本列島ということにもなりかねないのではないかと思ひます。一方、このごみは私たちに於て大事な資源でもあります。捨てればごみ、生かせば資源、あるいはまた分ければ資源、まぜればごみ、こういうふうにも言われるようになっておりますが、いかにこの大事な資源をごみとして捨てないで社会にまた還元していくかという点でございます。私はこういつた今抱えている課題で私たちがリサイクル社会を構築しなければならぬということもはや我が国の国民的合意の段階に入りまして、今はいかに公平にリサイクル社会を構築するかという具体的な取り組みの段階になったのではないかと思ひます。

そこで、法律論に入る前に基本的な考え方を私自身も認識しておきたいと思ひます。私は、このリサイクル社会の構築に関しては環境と経済の両立に配慮するという基本理念が確立される必要があるかと考えております。ただ資源を経済的に生かすという形だけではなしに、いかに環境を保全するのかが、こういったことがこのごみ問題のリサイクルとあわせて考えなければならぬ問題と思ひます。基本的理念について大臣のお考え方を伺いたいと思ひます。  
 ○中尾國務大臣 森本委員にお答えさせていただきます。特に環境と経済の面そのものの両立に配慮する

基本的理念を問うというお尋ねでございますが、再資源化ないしは再資源そのものの利用というものの促進が進むほど資源の有効利用というものによる経済社会に多大な便益がもたらされるということ、先ほどの御指摘のとおりだと思えます。全体として経済社会が及ぼす環境への負担が低減されまして環境保全にも資することになることも、これまた事実として認めなければなりません。したがって、生産、流通、消費、その各段階におきまして再資源化が実現される経済社会においては、環境と経済は相対立する概念ではなくしてその両方に望ましい成果がもたらされることになりまして、環境と経済の両立という経済社会運営の基本的理念の実現に大きく資するものと考えておりますので、先ほど冒頭に森本委員から御指摘賜りましたように、このままでいけば粗大ごみ社会国家になってしまうが、その活用次第によってはエネルギー資源化していきける、この両立をどのようにバランスを保ってやっていくかというところに理念を持っていきたい、このように考えている次第でございます。

○森本委員 今、大臣から環境との両面で考えていくというふうに御答弁をいただきましたが、リサイクルについての欧州の基本的理念には大きく分けて二つの流れがあると思えます。一つは北欧、スイスなどの環境保全優先型、二つはイタリア、英国などの非規制・非禁止型というのに分けられるかと思えます。北欧、スイスでは法律でごみの減量化、再資源化を強制的に図っていくという手法であります。これに対してイタリア、英国は、余り規制や禁止などをせずに、リサイクルの目標を設定してそれを産業界や消費者の自助努力で達成させようという流れであります。我が方、今回出された法律は果たして北欧・スイス型なのかあるいはイタリア・英国型なのか、一体どちらの選択をされたのか、またどう受けとめておられるのか、政府の考え方を伺いたいと思えます。

○岡松政府委員 ただいま森本委員の御質問で二つのタイプに分けてというお話でございましたが、

その幾つかの流れがあることは確かでございますが、我が国として今回廃棄物処理・再資源化対策というものをまとめた発端になりますのは、昨年十二月にまとめられました産業構造審議会の答申に準拠しているわけでございまして、ここでは基本的には業種ごと、製品ごとの特性を踏まえた事業者の自主努力を重視するという考え方でございまして。ただし、その自主努力を促していくためにはさまざまな政策を講ずる必要があるということでもございまして、資源の有効利用と廃棄物の発生抑制に資するといふ諸施策を効果あるものとするためには事業者に対して再生資源の利用または利用の促進に関する責務を課す、このための法的措置を講ずることとしたということでもございまして、この意味では欧米に例のない法制かと存じます。

以上のとおり、我が国の廃棄物処理・再資源化対策というものは対策の分野ごとにやや異なる性格を有していると言えますが、いずれにいたしましても今回の法律はあくまでも事業者みずからの積極的な取り組みが基本的に重要であるという認識のもとに、事業者に対して再生資源の利用の促進のために必要な範囲内の措置を講ずることというふうにしていくものでございます。

○森本委員 スイス、ドイツではリサイクルは経済システムの中にビルトインしているというふうな聞いております。具体例では、家庭から出る一般廃棄物を収集してそれをすべて再資源化するプラントが民間ベースで完成して稼働しているというふうに聞きます。一般家庭からのごみが焼却もされず、また埋め立てもされず、ほとんど再資源化されていると聞いています。また、リサイクルの進捗の新聞を見ますと、消費生活コンサルタントでつくるゴミ問題研究会のアンケート調査が発表されておりました。それで、ルートのできていない新聞あるいは酒の瓶は回収率が八割前後、しかし再利用が叫ばれているアルミ缶の場合、燃えなごみに出してしまう人が五六割で、再生ごみに出す人は一七％、自治会の回収に任せる人は二

○%と、これは日本の場合には回収率がまだまだ非常に低いということ、それからルートができていないと極めて高い回収率になってくるというわけです。

そういつた回収ルートがまだまだ不十分ではないかと思えますが、我が国はスイスと同様に狭い領土でありまして、このスイスで行われているやり方というのは注目に値すると思えます。短期間に制度化することは無理としても、長期展望としてこうしたりリサイクル社会の構築を国、企業、地方自治体として消費者が一体となって築いていかなければならないとかがやってみようと思いたすお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○中尾國務大臣 森本委員、けさほどの新聞等の引例も出されまして、特に狭い国土の日本がどのように対応すべきかという御指摘でございましたが、まさにそのとおりでございまして、領土の狭い我が国にとりましては、長期的展望のもとにリサイクル社会というものを構築していくことが全く肝要である、このように考えます。

その場合に、企業、国あるいは地方自治体あるいは消費者がそれぞれの役割分担のもとに一体となつてその達成に努力をすべきであるという考え方は、全く御指摘のとおりかと考えている次第でございまして。この法律では、自然の経済原則にゆだねるところでは実現されにくいような部分に事業者を初め関係者の多くの努力を傾注いたしまして、再資源の利用を促進しようとする新たな試みであるというところは申すまでもないことであらうと思っております。短期的にはコストが高くなりまして、あるいは困難に直面することがあり得ると思えます。しかし、時間をかけて事業者の活動の中に定着をさせて、行く行くはある意味においては経済システムの中に織り込んでいく、織り込み済みを持つていくということ、私もは期待しているわけでございまして、そのために本法の適正な運用を図っていくように努めていくことがまことに肝要ではなからうか、こ

のように御指摘のとおりと考えている次第でございます。

○森本委員 次に、この法律の中に入っているかと思えます。

まず、この法律の第一条「目的」でございますが、法律をつくられるときに、目的の場合に、第一目的、第二目的、第三目的という目的、そしてそこに一番基礎を置いている究極目的ということに基本を置いて法律はつくられていくのではないかと、思いますが、そういった角度から考えてみますと、「資源の有効な利用の確保を図る」、これが第一目的ではないかと思っております。それから、「廃棄物の発生抑制」、これが第二目的、そして、「及び環境の保全に資するため」、これが第三目的になるのではないかと、思っております。そして、「もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」というのが、これが究極目的ではないかと思っております。

○岡松政府委員 御質問の法第一条の「目的」の解釈の問題かと思っておりますが、「資源の有効な利用の確保を図る」という第一目的と、それから第二、第三と御指摘ございましたが、「廃棄物の発生抑制及び環境の保全」、これは同格といたしますか、第二目的、これを合わせて、最終的な目的である「国民経済の健全な発展に寄与する」というところにつながっている、そういうふうにご法律の「目的」は記載されているというふうにご考えております。

○森本委員 最初に大臣に基本理念について私はお伺いいたしました。私は、そのとき環境と経済の両立ということは極めて大事ではないかというふうにご申し上げたわけでございまして、今の私の第一目的、第二目的、そして究極目的というふうな角度から見ますと、「もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」というのは究極目的になっておりまして、大事な環境の保全、環境という部分がここに抜けているのではないだろうか。今回の法律の基本的理念というのは、当

然りサイクル、資源を経済発展のために生かすというところもありすけれども、事の起りはやはりただ単にリサイクルだけじゃなしに、環境の保全を図らなければならぬというところから、私はその角度を決して見落としてはならないと思うのです。それはこの第二目的の中にあるとおっしゃいますけれども、やはり究極目的にしなればならないのではないだろうか。

そこで、私は、この「環境の保全」という部分を取りまして、「国民経済の健全な発展」、この前に、「もって」との間に、「環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与する」、こういうふうな書き方を「目的」としてすべきではなかったのだろうか。これでは、要するに環境の保全というの間接目的になっている。経済発展と環境の保全というのを究極目的にしなれば、この法案の本来の趣旨が、基本的理念が欠けていくのではないかと、このように私は考えるのですが、その辺について答弁願います。

○岡松政府委員 本法のねらいをいたしますところは、あくまでも再生資源の利用の促進のために所要の措置を講ずるといふこととございまして、これがいかなる目的のためかということについては、この第一条で規定しておりますのは、「資源の有効な利用の確保を図る」とこととあわせて「廃棄物の発生を抑制及び環境の保全に資する」とことと、この二つを書いているわけとございまして、そして、それらを通じて何につながるかということとは、究極の目的として、先生御指摘のとおり「国民経済の健全な発展に寄与する」といふところにつながって行くわけとございまして。

そこで、この「国民経済の健全な発展」という文句でございまして、これを本法の究極の目的としておりますのは、国民経済の健全な発展のために欠くことができない再生資源の利用の促進また廃棄物の発生を抑制、環境保全を図られる、これらを通じて国民経済の大きな制約要因の緩和に資することになるということから、これらを含めまして今後の我が国の健全な発展に寄与することをね

らったわけとございまして、「国民経済の健全な発展」、「健全な」という言葉の中に環境の保全が図られることも含むということと最終目標としてこれを掲げておるわけとございまして。

○中尾国務大臣 森本委員だいま申し述べていただきましたように、まさに文言の中にも指摘されておりますような「国民経済の健全な発展に寄与する」として、環境の保全という目的が本法案の究極の目的になっているという、このことがまずファーストステップではないのか、そのファウンデーションの上に立ってこそ再資源化、リサイクルというものが有り得る、これはもつともの考え方とございまして、何のためのあれかといったら、最初に経済の発展ありき、それから環境の問題が二次的なものなんだという考え方はいささかどうかと思う、この考え方はよくわかり得るわけとございまして。したがって、本法によって実現されました、ただいま政府委員からも答弁されましたように、再資源化の利用の促進というものが、資源の有効利用というよりも、直接的な効果に加えて新規資源の調達のための開発に伴う環境の負担そのものの低減とございまして、エネルギー使用量の減少等を通じて環境の保全にも好ましい効果を有することを法律上有意義なこととしたものとして明確に位置づけていくということが大事である、さらにそうした再資源化の利用の促進の環境保全上の意義を明らかにして、その知識の広く国民への普及を図っていくということが所管大臣の私なりの実施する対策の円滑な遂行にも有益である、この観点から、基本方針の内容として織り込むこととしたわけとございまして。

このように意味で、この法律では資源の有効利用の確保と並んでというか、その基礎として環境の保全の重要性が十分認識された上で本法案の規制というものがされているんだ、こう御認識賜って結構だと私は思っている次第とございまして。

○森本委員 今、大臣の御答弁の中で国民経済の健全な発展の中に環境保全が当然入ってくるんだという御答弁をいただきました。後の第二条から

続いてまいるところでもそうとございすけれども、ともすればこの法律は経済というのが表に出て、環境というのは後ろ回しにされかねない感があると思えます。今の御答弁をいただいたので、この健全な発展の中に環境が含まれるということとございまして。その点はこれからこの法律を施行するに当たりまして十分その意を踏まえ、経済の発展があるから環境保全がなくなるというのではないように、逆にこれを逆さまにとられて、これは経済発展でありますから環境保全は次の問題ですとよいうことのないように、今後の施行の段階でその推進方をお願いしたいと思えます。

私が申し上げました、ここで環境保全というのを取って後ろの方に入れるという議論を行っておりますと、きょう一日この議論をやつてもかみ合わない問題ではないかと思えます。大臣からいただきました答弁で、私はそれを解釈させていただきますが、どうぞ今後の施行に当たっては、そのことを、今の大臣の答弁を軸として法律の施行に当たっていただきたいと思っております。

次に、この法律の中には支援策を行う規定がないわけとございまして。いろいろとガイドラインあるいは目標値等々が決められてはいますが、支援策がこの法律の中では欠けているのではないだろうかと思えます。

廃棄物問題というのは今日までどちらかといえば業界などの自主性に任せただけでありました。しかし、今後この法律を根拠に、生産過程から流通過程まで幅広い範囲でごみの減量化、リサイクル化を促進して、ごみ処理にかかる自治体のコストを軽減していくべきであると私は思っています。今回も、当初はそれぞれの業界にいろいろな規制をかけるのではないだろうか、あるいは業界自身がその回収をすべきではないかというふうな期待もされておりましたが、この法律ができて上がりましたときに、確かに五十万円以下の罰則がついてい

ころがまだまだ非常に多い。これは経済発展のいろいろな問題もありましようし、まずそこからやらなければならぬ問題とございまして。これは、そういうた業界の自主努力の回収だけに任せないで、もつともつといういろいろと積極的に国としてやっていくべきではないか。殊にごみ処理部分にかかると自治体に対する負担は大きな問題でありまして、この法律あるいは八日に閣議決定されるという厚生省から出てくる法律等々を見ますと、自治体や企業だけに任せていくという国の方針で果たしていいのだろうか、そのように思っています。

きょうは厚生省も見えたいだいでいるかと思えますが、まず地方自治体、企業に任せただけで果たしていいの、通産省としての考え方はどうなのか。それから、八日にかかる閣議決定の中で、果たして地方自治体に対して国はどのような支援策をやるかとしているのか。これは今のところ私の方では、新聞ではいろいろ見たり聞いたりしておりますけれども、明確に見ていないわけとございまして、この点について通産省並びに厚生省の考え方を伺いたいと思っております。

○岡松政府委員 この法律は、廃棄物問題への対処という観点から、主として廃棄物となる以前の生産、流通、消費における再資源化に向けての事業者の努力を促すものでございまして、このような事業者の努力の結果として廃棄物の発生を抑制が図られる、さらに廃棄物処理にかかる地方自治体等のコストの軽減に資することになるといふ考え方とございまして。

また、本法によるこのような効果がより大きくなるように、必要に応じて所要の予算措置等を適切に講じてまいらる所存とございまして。

○坂本説明員 近年、家庭等から出てまいります一般廃棄物は大都市を中心にしたして増加の傾向を示しております。この適正な処理のために焼却、埋立処分とあわせて、ごみの減量、再資源化が重要となっております。このため、大型ごみ等の粗大ごみ処理施設等に付設されておりましたごみの資源化のための設備だとか、それから廃

棄物再生利用総合施設といまして、いろいろごみの中からまた資源をつくるようなことをやる施設、こういうものの整備に対して国庫補助を今まで行ってきたわけでございます。

また、平成三年度でございますが、市町村によるごみの減量化に関する啓発活動、それから住民団体等による古紙、空き瓶、空き缶等の集団回収の支援等を推進いたしますために、新たにごみ減量化促進対策補助金というのを平成三年度一億五千万円予定させていただいておりますが、これを創設することといたしております。

さらに、今先生お話のございました点でございますが、廃棄物の減量化、再生利用の推進を柱の一つとしました廃棄物処理法の改正案を今国会に提出すべく作業を進めているところでございませう。この改正案の内容等につきましてはこれからまた閣議決定等ございしますが、今考えております事務方の案といたしましては、柱を三つに分けられるかと存じます。一つは、減量化、再生の推進ということ、二つ目が適正処理の確保ということ、それから三つ目が埋立地だとか焼却場だとかいう処理施設の確保、この三点が大きな柱になるうか、かように考えております。

○森本委員 国が産業廃棄物だけではなしにいろいろ廃棄物処理について許認可権を持っているけれども、なかなか金は出さない、後は地方自治体に任せていくんだということでは、その財政的な支援策は極めて消極的ではないかというふうに私は思うわけであります。

一方、今の厚生省の答弁の中に啓蒙、啓発ということがありました。私は啓蒙、啓発というのは極めて大事であると思うのです。今度の平成三年度の立地公害局の予算を見ますと、省資源・再資源化対策として六億円、これは五倍であるというぐあいに書いています。その中の啓蒙・普及推進というのは七千万円、これで四千万円ふえたんだからすくふえているなという考え方のなか。私は、この啓蒙・普及推進というのは、七千万円で果たしてこれでやっつけられるのだろうかとい

うふうに不安でしようがないのです。当然、啓蒙、啓発というのは極めて大事でございますけれども、こういうリサイクル活動等を推進していく場合に、今の場合、地方自治体あるいは国民の中に再生資源の利用促進を積極的に行っている人あるいはボランティアの人々が数多くいて、そういった人々がこのリサイクルの大きな担い手になっていくということは言えると思うのです。

私の住んでおりますのは、この日本で歴史の一番古い奈良県でございます。この奈良県には、日本の国道の第一号というべき山の辺の道というのがございます。これは非常に長い道で、歴史の一番古い道でございますが、ここは毎年、もう間もなく春がやってきます、あるいは秋になりますと山の辺の道を訪れる観光客が非常に多いわけでございます。悲しいことに、地元の人ではなしに、せつかくの自然を楽しみにして来た人々が、空き缶を捨てたりごみを捨てたりするわけでございます。私は私の仲間とこの山の辺の道のクリーンキャンペーンというのを始めまして、毎年一年一回、これは一回にしようかなと思っておりますが、仲間と空き缶を拾ってもう七年続いております。その空き缶回収等々は自然を守るという意味で行っているわけでございますが、私は、そこでただ単に缶を集めて持っていくということよりも、むしろそれに参画した人々の気持ちの中に、そういったキャンペーンあるいはボランティアに参画した人々が、そういう意識を日常生活の中に持ち始める、私はこのことがまた極めて大事なことでなかろうか。私自身も、そういうクリーンキャンペーンを計画して参画するまでの間は、空き缶に対してそんなに関心は持っていなかったというの、率直に言ってそうなんです。アルミ缶かスチール缶か、そんなこと余り関心も持ったことがなかった。だけど、そういったことに参画することによって、日常の中にそういう意識が入ってくる。これは最大の啓蒙、啓発ではないかと思うのです。

ところが、ボランティア活動をいろいろとされ

ている人々が、例えば乾電池の回収をやった、回収をやった、じゃどこへそれを持っていくのかというときに、私の仲間も一生懸命乾電池の回収をやったけれども、持っていくところがない。そこである乾電池の会社に宅急便で詰めて送った。そうすると、その会社から今度は包装紙の表だけ返してそのまま宅急便でまた送り返されてきた。一生懸命ボランティア活動している人々もだんたんにえてくるというのか、そういう状況になりかねないと思っております。今このリサイクル法を提出するときに、私たちはボランティア活動をなさっている人々も、もう一度今ここで頑張らなければならぬという気持ちにならなければならぬと思う。そういったボランティア活動を行っている人たちは何かの援助を直接もらってやろうと思っはいいないと思っております。しかし、例えば私たちが山の辺のクリーンキャンペーンをするときに、地方自治体、桜井市から、最後は返すのですけれども、軍手の手袋をいただき、ビニール袋を御提供いただき、それから挟む物をいただき、これは言うならば我々のキャンペーンの一つは認識していただいで、最近そういう形になってきたわけでありませう。こういう支援策を積極的に、これは厚生省の管轄になるかわかりませうけれども、私は通産省もリサイクルをやっていること、以上はそういう支援策をやっていくか、なければならぬのではないだろうか。そうしないと、国民の自主的な取り組みだけに任しておくのは、私は片手落ちになっていくのではないだろうかと思っております。啓蒙、啓発と同時に、私はそういったことに対する支援策を考えていかなければならないと思っております。

それで、財団法人クリーン・ジャパン・センター

というのがその普及向上に当たるといふふうにかかれておりますが、何うところによると、あるフランチヤイス店がこのクリーン・ジャパン・センターに四億円の寄附をなさったといふふうにも伺っております。そういった企業からのいろいろ寄附も含めて、国がボランティアの人々に積極

的に支援をしていく考え方、どう思っておられるのかというのを伺いたいと思っております。

○合田政府委員 先生御指摘のように、再生資源の利用の促進を図るために広く一般消費者からの協力を得ながらこれを進めていくということが必要であるという観点から、通産省といたしましては、国や関係団体が行う再生資源の利用の促進に関する普及啓蒙活動に当たって、自主的な市民や消費者の皆さんの団体の活動を十分念頭に置きながら、必要に応じて連携を図ることといたしております。

このような連携の一環として、先生先ほどいろいろ事例を御紹介になりましたけれども、通産省といたしましては、市民や消費者の方々の団体に対する支援として、一つは先ほど御指摘になりました財団法人クリーン・ジャパン・センターを中心といたしまして、クリーン・ジャパン国民運動による啓蒙活動をやっております。同時に、やはり同じクリーン・ジャパン・センターの事業といたしまして、散在性廃棄物対策のボランティア活動への支援事業ということで、先ほど先生が御紹介になりましたリサイクルに役立つような用具への補助等を進めているところでございます。今後ともこのような市民の皆様方の意識の啓蒙に資するような事業につきまして、より拡充を予算面において措置をまいりたいというふうに考えております。

○森本委員 私は、その国民の皆さんの自主的な取り組みを支援するということをむしろこの法律の中に書き込まなければならぬというふうにも思っているのです。そうしないと、法律に書かなければ、財政に余裕があるときというのは出していくわけでございますけれども、そうでないとき、不況になったあるいは財政が困難になってきたときに、そういった支援策が真つ先に削られてしまふのではないかとこのように思っています。そういう意味では、私は特にきょうの質問の中でこの点について申し上げたいわけでございませうが、国民の理解を深めるための措置として国民の

自主的な取り組みを支援するように努めなければならぬ、これぐらいの文章を書き込んで活動への支援をしなければならぬと私は思っておりますが、いかがでございますか。

○合田政府委員 国民の理解を深めるための措置の必要性につきましては、先生御指摘のとおりでございます。この法律との関係でいいますと、このような支援策につきましては、第六条に「国は、再生資源の利用を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならぬ」という規定がございます。この中で位置づけられているというふうに考えております。

○森本委員 第八条の中に、教育活動、広報活動を通じて国民の理解を深める云々とあります。この点につきましては、本日に今申し上げた支援をするよう努めなければならぬという文言も入れて「協力を求めるよう努めなければならぬ」というふうに書いてあるわけでございます。自主的な取り組みを支援するとはこの文章の中には書いてないわけでありまして、そうしますと、これは私は財源の裏づけがないのではないかとこのように解釈いたします。

いずれにいたしましても、ボランティア活動等々で汗を流しておられる人、そういった人々は決して報酬を求められておられるのではない、ボランティア活動で一生懸命汗を流すことに同時に喜びを感じてくださっているわけでございますが、そういった人たちに本日にこたえることのできるような支援策をこれからもやっていき、大いに国民の中にそういうものが啓蒙、啓発されて定着していくように今後も通産省としての支援策をお願いしたい、このように思います。大臣、いかがでございますでしょうか。

○中尾国務大臣 森本委員、幾つかの例を出されまして、特に先ほどの乾電池の問題もそうでございますが、これは私も思い当たる節が幾つかあるわけでございます。こん包がさらにこん包を重ねてまた戻される、これはボランティアをやっておられる方にとっては、もう屈辱というふうな気分

持ちと同時に何とも情けない気持ちになりまして、やる気がなくなってしまう、これは当然のことであろうと思えます。

そういう意味におきましては、私もこの間その事例の中におきまして通産省にもよく言いつけておきました。これはあらゆる角度においての支援策、こういうものはこの中に含んで対応するようということとは、私の気持ちとしてもまた通産省の基本方針としても理念としても必ず先生の意見は遂行するつもりでございます。どうかそのようにおくり取りをお願いしたいと思います。

○森本委員 次に、今度のリサイクル法というのは、出たいろいろな廃棄物をどう社会に還元するかという一つの流れをつくるためにでき上がった法律でございます。今企業の中にもようやく環境の保全を考慮する部署が生まれてきたように思えます。先日もテレビでいろいろやっておりまして、オフィス町内会というのを東京でつくりまして、ある電力会社を中心としてごみの回収を一生懸命されている。あるいはあるコンビニエーター会社が建物を建てる時に、もう既にそれぞれのテーブルの横に紙を分別して置くようになっているとか、あるいはその売った代金を集められて、三千万円を達成したときには全社員にティッシュペーパーを配る、それからその次、一億達成したときには何か辞典をお配りになった。間もなく五億円が達成するので今度は何がもらえるのか、社員の皆さんも喜んでそういった活動に参加されているというふうにも聞いております。そういう流れと同時に、環境保全を配慮した経営方針を策定するところもふえておりますが、しかし採算ベースが合わないというふうな理由で本格的な取り組みはまだ十分ではないと思えます。

○森本委員 次は、今度のリサイクル法というのは、出たいろいろな廃棄物をどう社会に還元するかという一つの流れをつくるためにでき上がった法律でございます。今企業の中にもようやく環境の保全を考慮する部署が生まれてきたように思えます。先日もテレビでいろいろやっておりまして、オフィス町内会というのを東京でつくりまして、ある電力会社を中心としてごみの回収を一生懸命されている。あるいはあるコンビニエーター会社が建物を建てる時に、もう既にそれぞれのテーブルの横に紙を分別して置くようになっているとか、あるいはその売った代金を集められて、三千万円を達成したときには全社員にティッシュペーパーを配る、それからその次、一億達成したときには何か辞典をお配りになった。間もなく五億円が達成するので今度は何がもらえるのか、社員の皆さんも喜んでそういった活動に参加されているというふうにも聞いております。そういう流れと同時に、環境保全を配慮した経営方針を策定するところもふえておりますが、しかし採算ベースが合わないというふうな理由で本格的な取り組みはまだ十分ではないと思えます。

成しようとする視点はあるのかどうか。私は、この際静脈産業育成計画を本格的に検討してはどうか。また通産省も新たな、極端に申し上げますと静脈産業局とか部とかいうものを設けてはというわけでございますけれども、これはなかなか実現が難しい。そういう流れの中から考えてみると、それだけの今の原局行政の中にこの静脈産業について考える位置づけ、位置を明確にしていくべきではないだろうか、このように思っております。

○合田政府委員 先生御指摘になりました静脈産業の事業の拡大というのは再資源化の進展と軌を一にして実現をされるものであらうと考えております。したがって、この法律の適正な運用によりまして再生資源の利用が今以上に進むことになり、結果として先生の御指摘のような静脈産業が発展する上で良好な事業環境がもたらされることが一つにつながっていくものと考えております。

具体的に申し上げますと、静脈産業というのは非常に幅広い分野から成り立っております。でございますが、現実のいわゆる原局行政の中でも、例えば古紙の回収業につきましては既に事業用施設等の事業税の減免が講ぜられておるところでございます。これに加えて、来年度の税制改正によりまして廃棄物再生処理用の設備の特別償却制度の対象といたしまして新たに金属製の缶の回収設備等を追加する等の措置を講ずる予定でございます。再生資源の利用の促進の観点からいわずに、静脈産業に対しまして所要の支援を講じておるところでございます。したがって、いわゆる静脈産業に対しまして静脈産業という概念が言われておりますけれども、動脈も静脈も両方の産業は物資の生産、流通、消費そのものにかわり合っているものでございまして、通産省の所管に属する事業につきましても通産省の中で明確に位置づけられておるところでございます。

○森本委員 静脈産業、一説には四兆円の産業であるとも言われております。どうぞこの静脈産業

発展のためにこれからのいろいろな通産省として計画を立て、行ってもらいたいと思えます。それから、先ほど答弁の中でそういう静脈産業のために古紙回収業の方に税制措置を講ずるといふふうにおっしゃいましたが、それはどんな措置ですか、もう一度答えていただけませんか。

○合田政府委員 古紙回収業の事業用施設等の事業税の減免措置を講ずるといふことでございます。

○森本委員 それは古紙回収の問題ですか、どうなんですか。回収業でも、問屋もあればリヤカーとか車で回収される人々もいらっしゃいますけれども。○合田政府委員 古紙回収業そのものに対して今措置を講ずるといふことでございます。○森本委員 これは今議論するあたりはありませぬけれども、一度、その税の優遇措置を受けておられるというのには事業税を少なくするのでどうか。その税措置に該当していらっしゃる方が実際は一体どれほどいらっしゃるのか。恐らく一番前線で回収業をされている皆さん方にはその税の優遇措置が適用される人はほとんどないのじゃないですか。そういった形だけの税制措置を講じておられますというので何か施策を講じていると考えてしまふと大変なことになる。答えてください。○南学政府委員 今の税制の問題でございますが、古紙の回収業者に対しまして事業用施設等の事業税の減免措置を講じているというところであります。その法人が赤字かどうか、それは無関係にこの税の適用が行われるわけでございます。この事業税は市町村税でございます。

○森本委員 卸業者、問屋さんへの措置ですね。今一番問屋さん大変困っているのです、そういう措置はありますか。もうわかりませぬけれども、今古紙をリサイクルしようとしても、集めてくださる人が極めて少ないというのが実態ではないでしょうか。これは事業ですから、もうからなければだんだん人は少なくなっていくわけでございますけれども、今、例えば古紙をリサイクルしようと

いっても、その辺が、そういった働く方々に何らかの措置を講じていかないと、実態は大変です。仕事をやめたいと思っておる人が圧倒的に多いわけです。

今、古紙の場合、仕切り場で一キロ当たり六円、ダンボールの場合は仕切り場で、新聞紙の回収は立て場というらしいのですが、それから古紙間屋に行きますと十円、そしてメーカーへ十七円で卸されるというふうになっています。東京オリエンピック当時、一キロ当たり四十円だったそうですね。物価は四倍になっておりますが、ダンボールの古紙の値段は七分の一に下がりが続いている。もうほとんど回収してくれる人も少ない。それから、古紙の値段というものは、いろいろとそのときそのときの外国との関係で値段が上がったり下がったりするということなんです。

その辺をしっかりと講じていって推進をしていかないと、この産廃審から出ました表の中に、ガイドラインのところ、古紙利用率、平成元年度五〇%を平成六年度五五%という目標を掲げておられる。アルミでは四三%を六〇%。私は一つ今このことを申し上げる時間がございませぬけれども、要するに、古紙回収率を五年後に五五%までしようとしておりますけれども、この五五%の中に輸入が最近ふえてきていて何と何といるわけですが、輸入の分も入っているのです。古紙がもう日本で回収されていないのに、ほとんど輸入されている。私の手元に古紙輸入実績というのが入っておりますけれども、昭和六十二年が三・三%から、今平成二年四・四%、六十二年は五・三%まで、だんだん古紙の消費量に対する輸入比率というのは非常に上がってきているわけなんです。一生懸命古紙回収だ、回収だと言っても、古紙を使うところの率を五五%にしようというわけですが、輸入したものをばんばんこれから使っていくば、数字は上がるかもしれないけれども、実際に我が国のリサイクルにさほど役に立たないと思う。その辺はどうですか。

○南学政府委員 古紙の輸入、平成二年で六十三

万トンでございまして、古紙消費量に対する輸入比率は四・四%、過去数年間も大体三%から五%台という程度にとどまっております。これが最近急増しているというふうな事態にはなっておりません。製紙原料の供給源の多角化対策の一環として一部輸入をやっているわけですが、こういうした事情も御理解いただきたいと思っております。特にアメリカ等から古紙として輸入されるダンボール等はパーズンパルプで製造されたものがほとんどでありまして、ダンボール製造等の際のパーズンパルプの代替原料として使用されているという面もあるわけがございまして。

いずれにせよ、古紙の国内の回収を進め、これを使用していくのは極めて重要な課題であると思っております。私も基本的には、古紙の需要をふやすような政策を、いろいろ啓蒙普及等を積極的に行なってまいりたいと思っております。これによりまして国内の古紙に対する需要も順調にふえていくことを期待いたしております。

○森本委員 いずれにしても、古紙回収業者の皆さんに対する対策を積極的に講じていかなければならぬと私は思います。同時に、先ほど来、五〇%を五五%、それからスチール缶四四%を六〇%、アルミ缶四三%を六〇%。アルミ缶にしても、これは輸入のアルミ缶が相当な日本へ入ってきているようにも私は何っております。

そこで、聞きたいのですが、この五〇%とか五五%という数字ですが、この五〇%という数字は通産省が調べたものですか。基礎データはどこから来ているのでしょうか。業界の数字ですか。

○南学政府委員 現在の古紙利用率五〇%弱という数字は、通産省の調査統計部で調査している紙・パルプ統計による調査結果でございまして、○森本委員 いずれにしても、私は、この静脈産業についての統計の整備を今図っていき、その統計によってまた次の施策を講じていかなければならぬ

らなと思います。いろいろな方に聞きますと、私は業界の数字を信じないというわけじゃありませんけれども、通産省独自のデータのとり方、数字というものは今のところ極めて弱いのではないだろうか。業界は業界の数字というのを信用していかねばなりません。今年度の予算措置の中でデータ・ベース・システムの構築調査、これが二千万円掛けられております。これは新規でございまして、これからこういったものは毎年毎年重ねられていくと思うのですが、この際もう一度、静脈産業について統計のデータ・ベース・システムの構築の予算がついたことを含めて、静脈産業の統計整備を図っていかねばならないと思っております。いかがですか。

○岡松政府委員 先生御指摘のように、この問題について取り組んでまいりますと基本的なデータが十分でないということを感じておるわけがございまして。一部のデータにつきましては既に調査統計部の調査においても行われているわけがございまして、全体をカバーするものがないということも御指摘のとおりでございまして、その意味で、再生資源の現状について実態把握を一層充実させる重要性は十分に認識しているところでございまして。したがって、御指摘のデータ・ベース・システムの構築というのを平成三年度予算で要求をさせていただいておりますが、ぜひとも来年度以降この予算制度を活用いたしまして統計の整備に努めてまいりたいと考えている次第でございまして。

○森本委員 時間が参りました。最後に一点だけお伺いしたいと思います。デポジット制度でございまして、北欧、スイス、ドイツ、アメリカの十三州で法制化されて、成果を上げております。我が国でも地方自治体の先行がありますが、国のレベルで対応を検討してはどうなのか、日本政府としてはどう考えられるのかという点をお聞きし、最後に、このリサイクル法が運営されて、そして本当に再資源化され、私たちの大事なエネルギー、それか

らあわせて環境保全に全力を挙げなければならぬ。これを機会に取り組まなければならぬと思っております。デポジットについてはどなたかお答えいただけます。大臣の最後のまとめをお伺いしたいと思います。

○合田政府委員 御質問のデポジット制度につきましては、廃棄物の減量化と資源の有効利用に寄与する面があるわけがございまして、問題点としましては、回収による手間とコストが大きいこと、販売店の中で保管場所を設置しようとしたとしてもスペースのない場合が多いこと等が問題点として指摘されておまして、特に中小企業者に対してはかなりの大きな負担になるといふふうに言われております。また、地域によりましては、回収量に比べて輸送コストが大きい等の回収により新たな資源を浪費するという場合もありまして、全国一律にデポジット制度を導入することは適当ではないと考えております。ただ、先生御指摘のように、各地域でいろいろ実験事例も見られておりますので、地域の特性を反映して、自主的に柔軟にデポジット制度は行われるべきであるといふふうに考えております。

○中尾国務大臣 きょうは森本委員にいろいろいろと大変に参考な意見を一つ一つアイテムごとに取り上げていただきまして、参考にならさせていただきます。

なにかんなく、今も政府委員の答弁にもございまして、幾つかの諸点にわたってまだまだ考えなければならぬ、またこれを付加しなければならぬという問題もございまして、これは私も十分に書きとどめておきましたから、これは同時に通産省の遂行者各位にもきつく申し入れるつもりもございまして。

同時にまた、デポジット制度におきましても、それは総合的に見たらばいいこととございまして、しかし、中小企業者に対する負担あるいはまたそれに類似するような方々に対する欠点もないわけがございませぬ。そういう意味におきましても、そういう点も含めて考えていければ、

こう考えておる次第でございます。

その意味におきましては、本法はいずれにいたしましても再生産資源の利用を促すためには総合的な基本方針を定めまして、そして事業者、消費者、国と地方公共団体にまず幅広く協力を要請いたします。そして、さらに事業者に対しましては、再生産資源の利用というものに対して最大限の事業活動面での努力を求めます。しかし、その根底には、先ほど冒頭に委員がお触れいただきましたように、環境の整備というものをフアウンダーションに置くんだということを基礎にしなければなりません。このような法律は、再生産資源の利用を促す上で必要不可欠なものでございまして、かつ十分な効果の期待されるものであると確信しておりますので、どうぞよろしく御指導、御鞭撻のほどをこいねがいたいと思っております。次第でございます。ありがとうございます。

○森本委員 どうもありがとうございます。

○奥田委員長 小沢和秋君。

○小沢(和)委員 初めに、政府がこの法案を提出した動機、背景についてお尋ねをいたします。本法第一条には、「再生産資源の発生量が増加し、その相当部分が利用されずに廃棄されている状況にかんがみ、云々と述べられております。あなたも資源として再度活用できるものが捨てられていくのでもったいないから利用を促進しようとする、大変高邁な立場からこの法案が提案されたかのように読み取れるわけですが、これはちょっととさげすみごと過ぎるのではないかと思うのです。

今、ごみ問題、とりわけ産業廃棄物処理の問題が危機的な状況にあり、特に首都圏では産廃処理場はあと半年分しかスペースがないと言われております。このため各地で不法投棄が行われたり、私の地元であります福岡県の旧産廃地にまで東京の産廃が持ち込まれようとしておるわけでありまして、このままでは、遠からず日本じゅうがごみであふれて、もう経済活動そのものが成り立たなくなる。こういうせっぱ詰まった状況に置かれたた

めに、今回のこの法案が提案されることになったのではないかと、いうふうには私、理解いたしますが、いかがでしょうか。

○中尾国務大臣 まず小沢委員にお答えさせていただきます。

この施策をつくっていく背景、そのものの理念あるいはその政策を確立していくプロセスといいますが、私、先ほどそのような答弁もさせていたいただきましたけれども、まず私どもは、山積する環境汚染あるいは環境破壊、こういうものに対して、これはもう人類のある意味におけるチャレンジである。これは、この間、先生方にも御協力を賜りましたオゾン層の問題等でもそのとおりであります。今や一地域でこの問題を片づけていく問題ではない、まさにごみくずか日本になつてしまつては大変なことに相なる、この発想からしてこのような問題を、さらになおかつこのごみがある意味においてこれだけ能知の発達した人類社会でございまして、これを再利用、再活性化していく方途というものはあるまいかということの中身から生まれてきたということからこれが出たわけでございます。近年の経済社会状況を見ますと、国民経済の発展あるいは消費者生活の多様化、ライフスタイルの変化に伴いまして再生産資源の発生量が全く増加したことはもう否めない事実でございます。その相当部分が利用されずに廃棄されているという状況にあるわけでございます。から、このような状況を放置することは資源の大きな、これまた資源そのものの損失でもある、こういうことに私どもは思いをいたし、産廃物の発生を増加させ、環境の悪化を招くことに相ならないかというこの不安も増大させているわけでありまして、

通産省としましては、従来からも省資源、省エネルギーを実施しつつ、国民生活の向上を図るためには各般の諸政策を講じてきたところでございますが、昨年末に産業構造審議会からいただきました答申にも示されておりましたので、これを、

再資源化を一層強化、強力で推進していくことが緊急の課題である、こういう認識のもとにこの法律を制定することとした、この理念のほどは御理解のほどを願ひ上げたい、こう思っております。次第でございます。

○小沢(和)委員 私は、今日の深刻なごみ問題を引き起こしたのは、政府の長年にわたる経済成長至上主義と大企業の後には野となれ山となれ式の無責任な利潤第一主義であったのではないかと考えます。どんどん生産をふやし、それに見合う需要をつくり出すために、国民には使い捨て、浪費の生活スタイルが強制されたわけでありまして、その結果として大量のごみが発生するようになり、その量が加速度的にふえ、限界に達しているというのが現状ではないでしょうか。きのうから何か国民の意識が低いことが問題であるかのように言われておりますが、これは私は、原因と結果を逆立ちさせた議論ではないかと思ひます。これまで政府がとってきた対策に対するこのような抜本的な反省を踏まえない限り、私は解決の方向というのは見出せないのではないかと思ひますが、重ねてその点、大臣にお尋ねをいたします。

○中尾国務大臣 これは、先生のお言葉にも大変に私はうなずける面があるわけでございます。人間でございますから、当然のこと、試行錯誤の中に絶えず人類の歴史の過程というものがあつたわけでございます。よもや四十数年前の日本の国がこれほどごみ粗大な国になつて、そして経済の発展の中に伴つて、経済の繁栄を喜ぶだけではなく、このようなごみ社会の中に埋もれてしまつた、ということには夢だに考えたことがないわけでございます。それだけに、確かに御指摘のとおり、そういうものの廃棄ということから発想が始まつたと言われれば、全くそういう観点も無いと言つたらこれはもうそになります。しかし、そういう中にあつても、さらに人知の、英知を尽くしましてこれを再生産し、リサイクル化してなおかつこれをエネルギー化していくような方途はなかるうか、こういうものをミックスアップしたような形の中

においてこの想定が始まつた、私は、こう言うても決して委員の御指摘に否定的な態度をとるものではないと思ひます。

○小沢(和)委員 そこで、具体的な問題に入りたいのですが、このリサイクルの対策というのは、結局ガイドラインとして私たちに今示されている中身なんだと思ひます。これが抜本的な対策となり得るかどうか。これについて、産廃の総量などの程度減るのかという数字的な検討がなされていけば、このように減るから、だからこれで将来についても不安がないようになる、こういうふうにご説明をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○岡松政府委員 先ほどの御質問にもございましたが、産廃廃棄物がどのくらいこれによって減ってくるかという総量の試算につきましては、まず土台になる統計が必ずしも十分でないというわけでございます。私どもは、むしろ個別のものについて一つ一つ再資源化に取り組んでいくべきであるというところから、個別のものについて一つの目標を決めながらその達成に努めていくことによつて全体としての資源の有効活用を図っていく、ということに考えている次第でございます。それによりまして当然のことながら全体としての再資源化、リサイクル率が向上してくるということになるわけでございますが、具体的な数字については、総量の数字を目標にして進めていくということにはなつておらないわけでございます。

(委員長退席、高村委員長代理着席)

○小沢(和)委員 しかし、そういう数字的な検討がなされておらないと、個々の、例えば紙あるいは瓶というふうなものについてはリサイクル化を進めてこの程度圧縮するということはわかるのですが、それによつて今深刻なごみ問題が抜本的に解決をするのかどうかということは何ら検討ができません。いかがでしょうか。

○岡松政府委員 現在、問題になりますごみの排出量といたしましては、一般廃棄物と産業廃棄物

があるわけですが、産業廃棄物につきましては、事業者の中でかなりの程度のリサイクル化が行われているけれども、これをさらに進めていくという必要があると思います。一般廃棄物につきましては、むしろこれを個別の、廃棄されていく家庭なり事業所なりというところで対応をとっていく必要があるわけですが、これについてはむしろ物に即して率を決めていくということをお考えお願います。ただ、紙については五〇％を五五％に上げていく、あるいはアルミ缶については四三％のものを六〇％に上げていくといったような個別の目標を決めることによりまして全体の効果を上げていくことを考えているわけですが、その場合にも、数字を挙げて目標にするというよりは、むしろ体系としてのリサイクル社会実現のための政策手段を用意するということが重要であるとお考えお願います。また、本法の構成もそのようなどころから、事業者の自主的努力を主軸にして政策を展開することにより全体としてのリサイクル効果を上げていくという考え方を考えています。

○小沢(和)委員 私、この程度の目標では非常に甘い、恐らく今後数年して結局矛盾が爆発する、あるいはまた爆発しかけて次の策を講じなければならぬということになるのではないかと、ふうに心配せざるを得ません。ですから、このガイドラインの目標数字自体を再検討してさらに引き上げるべきだし、またその気になればそれが可能だと思っております。

例えば古紙の回収率ですが、これは平成元年度五〇％のものを五年かけて一％ずつ上げて五五％まで持っていくことになっており、しかし、今一般廃棄物でも急増して大問題になっていくのがOA用紙のごみであります。この投棄で東京湾の処分場は真っ白だということに言われているほどなのでありますけれども、これを今までのように一般廃棄物扱いするのではなくて、産業廃棄物として排出者にその責任を全面的

に負わせて処理をさせるという仕組みに変えれば、それだけで一般のごみが減るというだけではない、私は、オフィスなどは組織的にOA用紙のごみを分別して大量に回収する仕組みがすぐできると思っています。そうすれば、年に一％ずつなどというふうなことでなく、一年に大幅に引き上げられる可能性があるのではないかと考えますが、こういうふうな点はいかがでしょう。

○南学政府委員 古紙の利用率を毎年一％ずつ向上させながら五年後に五五％に持っていきたいというのが私どもの希望であり、また業界の希望でもありますが、これは我々決して生易しい数字ではないと認識をいたしております。我が国では早くから紙の分野において古紙の利用に取り組んできておりまして、現在では古紙の利用率、回収率とも世界的に最高の水準に達しております。日本では今古紙の利用率五〇％という水準でございまして、例えばアメリカでは二七％にとどまっております。それだけに、現状の古紙利用率をさらに引き上げていくには相当な困難を伴うと思っております。あえて達成のために相当な努力を要する目標をここに掲げましてこれから大いに努力していきたい、このように認識をいたしておるところでございます。

先生御指摘のOA用紙の急増の問題でございまして、確かにOA用紙は最近急増をいたしております。これが都市におけるごみ処理問題の深刻化に拍車をかけているということも事実でございまして、我々としては、この急増するOA用紙の回収が円滑に行われますよう今いろいろと勉強をしておるところでございます。平成二年度におきましては、東京都とも協力をしながら都内のオフィスビル十カ所でおフィス古紙回収システムの確立のためのモデル事業を実施いたしているところでございます。今後このモデル事業の結果を踏まえて古紙回収のマニュアルを作成し、効率的な古紙回収システムの確立に努めていきたい、このように考えておるところでございます。

(高村委員長代理出席、甘利委員長代理着)

席

○小沢(和)委員 家庭ごみになっている紙の回収が世界最高の水準にあるということは、私も事実だと思っております。だから今後紙の回収率をこれ以上高めていくことは大変困難だ、それをこれから努力するんだというふうな話は、私は違ふのじゃないかと思っております。なぜかという、私がさっき申し上げたいわゆるOA用紙のごみ、これは今までほとんどそのための対策に取り組んでこなかったわけでしょう。だから、そういうふうなオフィスでは焼却に、業者に頼んでどんどん持ち込んで、あるいはそれで焼却し切れないものはあつたわけでしょう。これはやる気になったらどれぐらいい劇的な効果があるかということ、厚生省や環境庁が入っている東京・霞が関の中央合同庁舎五号館、ここで最近始めたなら、そのモデルケースの一つかもしれないけれども、一月で八十四トンの紙の回収に成功した。これは、オフィスで体系立って分別回収をやる気になれば一挙にこういうことになるわけです。だから、全体をそういうふうにするという問題については、事態を改善できる、このことをそれは証明しているんじゃないですか。

○南学政府委員 我々の目標の数値は、古紙の回収率でなくて古紙の利用率を一％ずつ高めていこう、こういうことではございまして、一方においてオフィスの古紙の回収の必要性というものは当然我々も認識いたしておるわけでありまして、それがゆえに今モデル事業等を推進しているわけでございます。こうしたメーカーの方の古紙の利用率の向上の努力と、それから分別回収、事業所等におけるオフィスのごみの回収の努力、こういうものが相まって初めて利用率の向上も図られるものと認識をいたしております。

○小沢(和)委員 だから、私が言うように回収そのものは劇的に高めることができるわけでしょう。だから、あとメーカーの方にこの古紙を使っ

て突破できたら、次はその紙が、本場に市場が確保できるように手を打っていくということで、こういうようなことは事態をもっと急速に改善できるのではありませんか。そして、よく古紙の方が新しい紙よりも高くなってしまうというふうな話もあるのですが、このOA用紙のごみをそういうふうに戻すルートは太くつくることができたら、コストだって大幅に下げて十分に経済的にも成り立つようにはできると思っています、どうですか。

○南学政府委員 OA用紙は確かに最近急増いたしておりますが、全体の紙の生産に占めるウェイトを考えると、全体の年間の紙の生産高は二千八百万トン、そのうちコピー用紙、コンピューター用紙等の情報用紙は八十万トンでございまして、これが最近急増していることは確かでありまして、この回収が急速に進むということによって回収率が劇的にふえるというふうな事態になるとは思われません。しかし、一部においてもこうした努力は我々は続けるべきと認識をいたしまして努力をしておるところでございます。

○小沢(和)委員 次に、大型ごみの問題について一言お尋ねしたいと思っておりますが、家電製品、大型家具、自動車などについては、ガイドラインでは「販売ルートによる回収体制の整備」というふうになっております。これは当然の方向だと思っておりますが、それならば、もう一歩進めてメーカーに回収を義務づけるというふうな措置まで踏み切っていないのではないのでしょうか。

さつき私、OA用紙の産廃扱いをすべきだということも言ったわけでありまして、新聞報道では、厚生省はそれを産廃物処理法改正案に盛り込みたいというふうな考えをいたしたというけれども通産省の反対で見送ったというふうな書い



するのですが、いかがでしょうか。

〔甘利委員長代理退席、委員長着席〕

○岡松政府委員 自動車及び家電についての回収に絡みまして、メーカーに引き取りを義務づけたらどうかという御意見でございますが、廃掃法の第三条の考え方もございまして、あくまでも排出者が責任を持つという考え方に立っているわけでございます。すなわち、一般廃棄物につきましては、主として家庭が出すわけでございまして、家庭にかわって市町村が処理をするというのが通常の形でございますし、事業者が出すごみにつきましても、事業者が最後まで責任を持つというところでございまして、あくまでも排出者の責任であるというところでございまして、したがって、車あるいは家電製品につきましても、それを使った人が排出者になるわけでございまして、やはり排出者の責任ということを確認しておく必要があるかと思っております。

そのような考え方に立って、車につきましては、排出者が回収業者を持っていくなりして処理しているわけでございますが、実際には社会的問題といたしまして不法投棄が行われるという実態があることも認識をいたしております。そこで、このようなことのないように、先生も引用されました産廃の答申のガイドラインの中にもございまして、販売ルートによる回収を進めていくという考え方を考えておるわけでございまして、家電につきましては、近くの販売店に持っていきば引き取るようなシステムを考えていく、車につきましては、ディーラーに持っていきば引き取ってもらえる。実際は、車につきましては、約九割が下取り車という形で新車の購入に当たって回収されるわけでございまして、残りの一〇%につきましては、使いが切つてしまつたというユーザーがいるわけでございます。こういう人につきましても、新車の購入がなくてもディーラーに持っていきば引き取るという引き取りルートの確立を図ることによりまして不法投棄車をなくす体制づくりをしていくということによりまして、粗大ごみの回収に当

たつてメーカーとしての協力体制を整備するという形で対応していこうというところでございます。

○小沢(和)委員 きのうの朝日新聞にも「不満足した製造業規制」ということで、これを見ますと、冷蔵庫やテレビなどのいわゆる大型家電製品、自動車、タイヤといった処理困難な廃棄物等々についてメーカーなどに回収を義務づけることを目指していたが、通産省などの反対で直接的な規制は盛り込むことができなかったというような記事が載っているんですよ。

だから、私お尋ねしたいのは、今言われたように、排出者が責任を持つべきだということと回収体制を整備するというのだったら、もう一歩進んで、厚生省と歩調を合わせて義務化をすることに何ら支障はないんじゃないだろうか。それを何で反対をして、そういうような義務づけはしない、その方がなせいでいというふうにお考えなんでしょうか、そのところが納得できません。

○岡松政府委員 先ほど御説明を申し上げましたように、車あるいは大型家電につきましては、製品が回収されやすいような仕組みづくりをするということを考えているわけでございますが、これはあくまでも事業者の自主的な努力による市町村の回収に対する協力であるということと位置づけられるべきものであるというふうに考えておるわけでございまして、その意味で、事業者が引き取り責任を持つという考え方はとるべきではないと考へまして、今回のガイドラインに沿った指導を行つておるところでございます。

○小沢(和)委員 時間が迫ってきたから、残念ながら、もう一つ次の問題をお尋ねしたいと思うのです。それは、家庭ごみ関係で今一番ふえているのが過剰包装あるいはアルミ、スチールなどの缶、さらにペット容器というふうなものであります。しかし、こういうのを使いまわさず、実際上スーパーなどで買物一つでできないし、生活ができないような現状になってしまつておると思うのです。だから、これはこういうふうな過剰包装

あるいはペット容器とか、そんなようなものを使用しなくて生活できるようにルートも確立すべきだし、また、そういうようなことを積極的に抑えていく、あるいは過剰包装などさせない、こういうような指導がもっと強力に行われなければならぬと思うのですが、この点いかがなっておりますでしょうか。

○南学政府委員 先生御指摘のとおり、過剰包装の問題というのは、都市におけるごみ処理問題の深刻化等を考えますと極めて重要な政策課題であると認識いたしております。このため、私も通産省といたしましては、昨年八月に社団法人の日本包装技術協会に対し、包装適正化のための方策について検討していただきまして、その結果を踏まえて、通産省としては、流通業者なり商品メーカーなりいろいろな関係団体に対して協力要請を行つたところでございまして、関係業界においては、今その包装の適正化のための具体的な実施計画を策定しているところでございまして、我々、これからは包装の適正化のために大いに努力をしまいたいと考えております。

○小沢(和)委員 厚生省、お見えになっておるでしょうか。厚生省にこの機会に産業廃棄物処理のことでお尋ねをいたしたいと思つております。先ほど、私の地元にも産業廃棄物が持ち込まれようとしているというふうなことも言いました。この関係のトラブルが、ここ数年非常に頻発をしております。そこで、そこから得られる教訓をぜひ産業廃棄物処理法の改正などに反映させていたいただきたいと思つて質問をするわけであります。

その一つは、産業廃棄物を排出する事業者の責任をもつと明確にすべきだ。今は確かに、原則はそうなのですが、この排出した事業者がいわゆる処理業者に任せると、それで大体責任を免れるようになっておられます。ところが、この処理業者が倒産して夜逃げをして、山のように持ち込まれたものをほったらかしてしまつたとか、あるいは有害な産業廃棄物を処理もしないで一般の産業廃棄物処理場に捨ててしまつて、これどうする

んだといつておるうちに、それもまた倒産してしまつたとか、そういうような問題がしょっちゅう起つておるわけですね。だから、処理業者に頼んでも、最後までそれについて排出事業者は責任を逃れることができないように仕組みをつくる必要があるのではないか、これが一つです。

それから、二番目の問題として、同時に、そういう悪質なあるいは脆弱な処理業者を横行させておいてはならないと思つておるのです。これを質的にどう向上させて安心して産業廃棄物の処理ができるような体制をつくっていくかという点について、今度の法案の中に、例えば保証人や供託金制度を制度化するとか、あるいは適切な処理能力がないと認められた業者については許可を取り消すとか、こういうようなこともすべきではないかというふうにお考えですが、どうでしょうか。

それから、最後に三番目、産業廃棄物処理場の建設をめぐつてしばしば反対運動が起こるのがあります。私もその処理場というのを見に行つたことがあるのですが、これはいわゆる無害物を捨てる処理場でしたけれども、要するに、厚手のビニールシートをそこに敷いておるだけなんです。そしてそこから出てくる汚水については、ちよつと沈殿をさせてペーパーだけ調整して出してしまう、こういうふうなことで、これは確かに住民の人たちが心配するような事態が起こるのです。現に、その下流では稲が枯れたというふうな点についておるのです。だから、こういうふうな点についても厳しい基準を設けて指導していくべきではないかというふうにお考えですが、以上三番目お尋ねいたします。

○三本木説明員 御説明申し上げます。先生御指摘の事業者の責任の問題、それから処理業者の問題、さらには施設の設置に当たつての周辺環境への問題等々のお話でございますが、私も、産業廃棄物を適正に処理していただく上では、排出する側、処理する側、それぞれがそれぞれ責任を持つて対応していくというのが、あるいはそれが一体的な対応をとっていくというこ

とが極めて重要なことだというふうに考えております。したがって、処理業者の責任の強化と、その排出事業者におきまして、改めましてその排出事業者におきまして、その責任を明確にしていく必要があるというふうに考えております。それから、施設の設定に当たりまして、周辺の環境への配慮というものを適切に行うていかなければならぬか、地域住民の皆さんの了解を得られない、こういうような事情もございまして、現在のいろいろな角度から廃棄物処理法の改正につきまして検討を行っているという状況でございます。

細かな点につきましては、例えば排出事業者の責任の問題につきましては、委託基準の強化の問題であるとか、あるいはまた、大量に出る産業廃棄物の排出事業者に対して計画的な処理をある程度考えていただく必要があるとか、さらには、物によりましては、例えば、システムを導入したとしましてその流れをきちんと管理していただくようなこととか、あるいは処理業につきましても許可の要件をいろいろな角度から厳密に検討していくとか、そういったことを現在検討しているところでございます。

○小沢(和)委員 終わります。

○奥田委員 川端委員。

○川端委員 大臣、御苦労までございます。よろしくお願いたします。

ごみの問題と資源の再生利用、資源再生という問題はあらゆる手段を講じて解決していかなければならぬ国を挙げ、国民を挙げての非常に重要な課題だと思います。今回、再生資源の利用を促進しようというところで法律をつくるという動きが出てきたということでは、それなりにやはり評価すべきことであると思います。いろいろな御努力のことは評価をさせていただきます。というふうな御努力のことがいろいろある切り口でこの問題を考えたいかなければならぬ、そういう意味で、この法律自体も含めまして、再生資源の問題であるいはごみの問題を総合的にどう考えていったらいいのかが

いうことで、この法律を進めていくに際しても恐らくまだいろいろと課題も多いというふうに思っております。

そういう意味でお尋ねをしたいわけですが、今回、通産省が主務、いわゆる主管官庁として法案を提案されるわけですが、出す側という意味でいいますと、いろいろな担当官庁があるというふうな中で、建設省であれば建設省がというふうな指導していただくというときに、省庁間でばらつきがあるというところがあつてはいいけない。おの目的とするところは当然一つなわけですから、そういう意味でうまくやらないとばらばらになってしまふというふうなことに、よく調整し、総合的に、そして横断的にやはりこの法律がうまく機能していくか、という点について、その分についてのお考えを伺いますか、決意を伺いますか、リーダーシップは通産省がとっていただかなければいけないと思うので、その分だけひとつお聞かせをいただきたいと思います。

○中尾閣僚大臣 まず端的にお答えをさせていただきます。思いますが、あらゆる法案、それぞれ今やこれだけ多岐にわたる話をするを得ない、またそういう意味においては基本的な理念を我々掲げても、それが他の省にもいろいろな形において影響あるいはお力添えを賜らなければいけない、今この問題、この法案に對しても、全く考えられない四十数年前、何にもなかった日本の国からこのように粗大ごみ、ごみ社会日本というふうな、こうなってきたということは、だれしも考えなかつたことではございまして、それだけに全くもって通産省のみならず、農林省においてもあのような包装用紙から何か大変な問題になってきておる。あるいはまた、当然のことながら他の省においてもそのことはあらゆる形で、厚生省もそうございまして、環境庁などはその任に当たる省として一番の大きな課題でございましょう。

しかし、何といいたしても、この問題点における産業構造の中からこのような問題が生まれてきたという点におきましては、図らずもこの商工委員会が取り上げられている現場を見てもおわかりいただけますように、これは主管でやらなければならぬのはこの商工委員会であり、なおかつ、主務大臣は私であるということからいたしまして、この問題点において、ある意味において責任問題として遂行する牽引車ということにならなければならぬのは私どもの省ではないかな、このように私もこの任を感じておるわけでございます。

そのような意味において、本法による再生資源の利用を総合的に計画的に推進する上では基本方針というものが重要でございますが、基本方針の策定に当たりましては、確かに私を含めまして七人の主務大臣共同でこれを行うことになって、これは事実でございます。その際、各省庁間で十分に連携を密にいたしまして、そしてひきかき合があるいはまたその任務遂行の上で立つての、俗な言葉で言うと、なすり合ひというふうなことは決してないようにスムーズな運営を対応していかなければならぬことは当然でございます。その場合にまず通産省が連絡役となり、また潤滑油となつて必要に応じて各省庁の連携を図っていく、またその線に沿っていききたいというこの責めは私自身も負うつもりでございます。

○川端委員 ありがとうございます。通産省及びこの商工委員会もその責務があるというふうに思っています。ぜひともの御活躍を期待をいたしております。

さて、この法律自体は資源の再利用という観点にウエートを置いて立法されているわけですが、けれども、いわば病人で言えば対症療法という部分にどうしてもなるというふうに思っています。やはり究極的な資源の効率的運用あるいはごみ問題というのは、可能な限りごみとならないようにするというのが一つの大きな原点ではないかな、そういう部分で根治療法というのですか、そのもとを絶つ

という部分で、この産廃にかかわる部分というのはそういう観点で随分取り入れていただいているというふうには思いますが、ごみを出さないという社会というのを見た場合に、個人的ないわゆる消費者のレベルで見ますと、この前のオゾン層のときも同じことだと思つていますが、やはり地球を守り資源をうまく使うという意味では多少の不便が出てくる。いろいろ個人生活においては、資源を再利用する。あるいはごみを出さないという生活をしていこうということはみんなやっていたかなければいけないことだというふうに思うのですが、そういう意味で国民に対するいわゆる啓蒙教育等々を一生懸命やろうということはそれが大事なことだと思つていますが、先ほども少し議論がありましたけれども、ごみを少なくするという意味でのいわゆる過剰包装の問題であるとか、容器が昔に比べれば、例えばお酒というのは一升瓶に入っているもの、そしてそれは、一升瓶はまた何回も使うものというのから、いろいろな紙パックの容器から化粧瓶からいろいろなデザインに豊かになってきたという部分ではやはりそういう部分のことをそういう観点で考えたらどうなんでしょう。牛乳というの昔は瓶に決まっておったのですが、今は牛乳瓶を探すが珍しいくらいになってきた。そういうふうな部分で企業としての、出てきたごみをどうするかという前にそういう意味で、そのいろいろな多少の不便さとか美的感覚とかいう部分との調整をこれからやはり考えていかなければいけないのではないかな、あるいはそういう観点に立つたときの、出さないあるいはリサイクルしやすいという施策がどういうふうには考えていけるのかな、これからの大きな課題ではないかと私は思つていますが、その点に対してはどうなんでしょうか。ちょっとお聞かせをいただきたいと思つています。

○岡松政府委員 廃棄物の減量化につきましては、法制的に見ますと廃棄物の適正処理の一環といたしまして厚生省の廃棄物の三原則一項で手当てをさ

れているわけでございます。ただ、各事業者に対しては、私も昨年十二月の産廃審の答申を受けて、自主的な取り組みを求めるところでございます。以上のような廃棄物の減量化につきましては、既に他の法令で手当てされていることあるいは各事業者において自主的な取り組みがなされていることから、本法の対象とするものとしては取り扱っていないわけでございます。先ほど衆議院説明申し上げておりましたように、包装の簡素化ということを通じてごみを出さないという方向への努力は今後も続けてまいることとは非常に大事であることは委員御指摘のとおりでございます。

○川端委員 そうですね、いわゆるごみを再利用する、再生利用することと同時に減らすということ、ほかの法案にもかかわるわけですが、これからの一つの大きな課題だと思っております。そういう観点も含めて、冒頭通産省がかなり責任を持ってリーダーシップをとっていく役割所であるという中で、例えばいろいろな運動をしていく中で通産省あるいは官庁というものがこういうごみ、資源の再利用をかなり先頭を切ってやっているなどというものは国民の啓蒙という意味もひくく極めて非常に大事なことだということに私は思うのです。通産省ということでお伺いするのはいかがでしょうか、中央官庁ということでお伺いするのはいかがでしょうか、例えばこういうOAも含めての紙なら紙を年間にはこれぐらい使っている、そしてこれをこういう目標でこれぐらい減らしていくこと、あるいはこういう再生利用のシステムをつくっていくことか、そういうことを検討をされているか、あるいは実行されている機能というのがあるのか、

○南学政府委員 紙の例についてお答えをいたしたいと思っておりますが、昨年の三月に省エネルギー・省資源対策推進会議というのを中央官庁の中で設けまして、それを開催いたしまして申し合わせを行いました。今後中央官庁が率先して再生紙の使用を進めていくこと、あるいは古紙の分別回収を実

施していくこと、さらにまた関係各省が地方公共団体、政府関係機関あるいは民間企業等に対しましてこうした再生紙の使用なり古紙の分別回収の推進を働きかけていくこと、こういう申し合わせを行って、今その線に沿って大いに各省とも努力をしていくところでございます。

○中尾閣務大臣 たいま政府答弁もいたしましたが、さらにもうちょっと言及をさせていただきますと、今委員が御指摘のように、これはどうしても広範囲にわたってPRの作業も必要なんじゃないのかというふうなことから顧みまして、廃棄物の減量化は全国民がこれに取り組まなければならぬ問題である、これはもうまさに御指摘のとおりでございます。そこで昨年の十二月の産業構造審議会の廃棄物処理・再資源化部会の答申におきまして、学校、家庭あるいは職場において廃棄物の減量化あるいは再資源化の考え方が浸透するように幅広い意識の啓蒙こそが極めて大事である、このような趣旨で指摘されているのとおり私どもは考えておるわけでございます。

政府みずからがごみの減量化あるいは再資源化を推進するためには、例えば昨年三月の省エネルギー・省資源対策推進会議等の、このそのままの申し合わせをいままじょうか、それを受けまして通産省側といたしまして、本年度からは省内で発生する古紙の分別回収に取り組むことなどを考えておるわけでございます。通産省としては、産業構造審議会の答申を踏まえまして、政府がリーダーシップをとりまして廃棄物の減量化あるいは再資源化を進めることは国民運動の展開である、このように認識しております。そしてこれは最も重要だと考え、率先垂範してこれに対応するということは言うまでもございませんが、広く国民

に対してPRを行っていくことが厳に必要であるということも申し上げておきたいと思っております。○川端委員 ぜひとも国民の範たる活動をお願いしたいと思うのですが、そのときに、やはり現状と目標と実績と中身がうまくPRできるよいうに、なるほどという姿が見えるようにひとつお願いをしたいな、御要望申し上げておきたいと思っております。

実際に今までの動きでいいますと、やはり外に見えるという意味では、個々のいろいろな民間企業等の方が熱心におやりになつていっているのではないかなというふうに思います。内々いろいろ御検討もされていることでもございますし、ぜひとも国民の側から見ると、なるほど、さすがはだ、随分頑張つてやるといふのが啓蒙の一番大事なことではないかというふうに思います。よろしくお願いをしておきたいと思っております。

そういう中でございますが、今省エネのお話がありましたけれども、昔、省エネが一時期随分叫ばれたときには、当時の大平総理が、省エネブックというのですか、背広の半そでみたいな服をお召しになって、率先して頑張ろう、こんなことを一種おやりになりましたけれども、そこまでのパフォーマンスをどうかというとは別にしまして、例えば、今再生紙の問題であります、いわゆる教科書、国公立の小中学校の教科書は再生紙にしようとか、あるいは中央官庁が今も御努力されてはいますが、いろいろな再生原料を使つたものを積極的に使うとか、そういうふうな部分も含めて、ひとつお願いをしておきたいというふうに思っています。

産業にかかわる製造業から出てくる部分に関していろいろなことをやろうということ、これは一つはやはり非常に大事なことだと思っております。ただ、リサイクルですから、ぐるっと回らなければ意味がないというときに、全体的にフローを考えると、法律がこういうふうな構成をすべきだということよりは、むしろイメージはあるのでしようけれども、この部分だけがこの法案になつていっていることだと思つていますが、全体的なイメージをこれからどういうふうにかつていこうかというふうに思っています。○岡松政府委員 再生資源につきましても、廃棄するだけでなく、原材料として利用するということが、資源の有効利用を図り、かつ廃棄物の発生を抑制し、環境の保全に資するという上で、国民的な課題であるというふうに考えておるわけでございます。このために、製造販売業者だけでなく、消費者、回収業者、行政に携わる者も一体となりまして、それぞれが役割分担をして実行していくことが重要であるというふうに考えております。

この法律におきましても、再生資源の利用を促進する多くの関係者の協力を得るための責務規定をその意味で広く設けておるわけでございまして、さらにそれを促進するために、再生資源の原料としての利用を確保すること、あるいは取り扱われる製品が再生資源として利用されやすくなること、表示によつて分別回収がなされやすくなること、あるいは副産物についてはそれが利用されやすくなること等が不可欠であるとして判断しておるわけでございまして、こうした措置を実施するために、事業者に対して法律上の特別の努力を求めることが必要と考えまして、所定の規定を盛り込んだわけでございます。このような措置は、再生資源の利用を提起いたしまして、ひいては再生資源の需要を増加させることとなるために、経済活動全体の中で、再生資源の利用が伸展していくための良好な環境づくりになるのではないかと

いうふうに考えているわけでございます。  
○川端委員 ちよつと質問が悪かったかもしれませんが、それはよくわかってはいるのですが、そういう言い分で行くと、要するに「みよ」となる可能性のある物を出すときの話としていろいろ押さえられた。これはそれで意義のあることだ、結構なことだと私は思います。

しかし、流れなければいけないという部分で、実際に今の現実はそのから消費者に渡り、また戻っていくというところに関して非常に大きな役割を担っているのが自治体であり、それから消費者であるということに関しては、義務規定はあるのですけれども、個別の問題としての部分では、今のこの法案では仕組みとしては基本的には触れないという形になっていると思うのです。

そういう意味で、具体的にお伺いをしますと、例えば一般の消費者がそういうものを再生利用するのには協力をしようとするボランティア活動をしておられる方がいっぱいおられるわけですね。そういう部分に関して法的に国としてバックアップをするということが、これからどうしても不可欠になる。結局そこが隘路になってしまう。現実には今一生懸命集める。そうすると、その集めた物を置く場所がない。何とか努力して集めてそれを置く、これも取りに来てくれない。そんなことで、かえって苦情を言われる。そんなことだったら、もうやめた方がいい。これの背景には、一つにはやはり経済性で動いている部分に任せているということがやはり大きな問題ではないか。先ほども御議論がありましたけれども、一生懸命古紙をボランティアで集めて回る、そうするときに置き場所がないというので随分苦労されるのですが、置き場所を見つけてそれを引き取ってくださるというときに、引き取り業者は、そんなものはこのころはもうペイしないから引き取りにも行きませんというところで、野ざらしになる。結局は「みよ」をそんなところへ置かれたら困るといふことになって、何のことはない、市役所が来て焼却する「みよ」になってしまふというふうなところがやはりネック

になつてはいることは事実なんです。そういうリサイクルというのを考えるのであれば、その部分をどういう仕組みで流れるようにするのか。一つの経済的な仕組みが今ある。回収業者に任せてしまふと、値段の高いときは取りに来ますけれども、値段の低いときは取らない。現に最近ではちり紙交換の車はほとんど見かけないのが現実だと思うのです。そういう意味で、その部分に地方自治体とボランティアの部分を含めて、いわゆる回収資源の置き場であるとか輸送システム、それから処理する設備というふうなインフラに関して、どういう手だてをするのかということ、ただガイドラインでどういうふうにあるべきかという話とは私は違ふのではないかな。そこに関して、これからの問題かもしれないが、どういふふうにご考えていかれるのかをお聞かせをいただきたいと思います。

○岡松政府委員 先生お尋ねのとおり、ボランティア活動をしていただく方を支援していくような全体としてのシステムづくりが重要だということはそのとおりでございます。この再生資源の利用を促進していくためには、広く一般消費者からの協力を得ながら進めていくことが大事であろうというふうな思っております。国や関係団体が行う再生資源の利用の促進を図るための普及啓蒙活動等を行つていくわけでございますが、これらに当たりまして、自主的な市民、消費者団体の活動を十分に念頭に置きながら、必要に応じて提携を図るようになつてまいりたいと思っております。

また、場所をどうするかというお話でございますが、やはりこれを促進していくためにはさまざまな具体的な助成が要するといふふうに考えておられます。各種の再生資源化機器設備の導入、整備が行われるということも大事でございます。これらに対しまして税制、金融、財政上の支援措置を講じてまいりたいといふふうに考えておる次第でございます。

○川端委員 この部分が仕組みとしてうまく機能

しないと、幾らつくった人がどんどんいろいろマークを入れてやりましたが、結局はみんな集めて燃やしか埋めるか捨てるかするといふふうな仕組みしかできないといふことで、今おっしゃいましたけれども、産廃の終わりの方にも「消費者への提案」ということでございませぬ。こういうことで分別しようといふか「みよ」の集団回収に参加しましよ云々といふのを一生懸命協力しても、最後は市役所の車がまとめて持って行って燃やすだけだといふことになつては行かない。しかし、現実にはやはりそういう要素が随分あると思ひます。そういう意味で、これは非常に細かい問題であります。税制云々ということと同時に、やはり自治体に対する助成といふものをこれからきめ細かく考えていっていただきたい、そのことを特に御要請をしておきたいといふふうに思ひます。

自治体に対してという部分で具体的に何かお聞かせいただこうなことがございます。今、今の観点に関しては、リサイクルを進めていくためには、最終的には再生資源の利用が進む、すなわち再生資源に対する需要がつかってくるということが大事であろうといふふうに考えておられるわけでございます。この利用を促進していくといふことを図らなければならぬと思つておられるわけでございます。これらは経済活動全体の中で再生資源の利用が進むようにして、そのような環境づくりをしていくことが基本的には大事なことであるといふふうに思つておられます。本法の施行を通じてそのような環境づくりをし、需要を喚起し、それによって再生資源の回収がまた進んでくるという体系づくりをしてまいりたいといふふうに考えておる次第でございます。

○川端委員 まあいいですけども、自治体に助成といふことを聞いたのですが、ちよつと違つたかと思ひます。それで、今のお話で、サイクルをつくつていく

分に、そういう需要を喚起していく。例えば古紙の混入率をふやすとかいうことで再生紙の需要がふえるといふふうなことでそのサイクルをつくることは一つの考え方もありません。しかし、それはかなり経済原則に任せるということになつてしまふ。そうしますと、一つは資源を買い、買い取り回収業者がペイしなかつたら取りには来ない、こういう部分で、やはり別に再生資源の市場というのを相場と関係ない部分で政府で何かつくることをむしろ考えないと機能しないのではないかなといふふうにも思ひます。同時に、経済性ということとで任せてしまふとほとんど動かぬだろう。例えば今、再生紙をみんな使ひましよう、恐らくここにおられる方もたくさん、この名刺は再生紙を利用していただきますとかこの紙は再生紙をというのがあります。しかし、普通の紙より再生紙の方が高いのです。これはどういふふうにお考えですか。

結局これは、再生紙といふものの市場が先ほどありましたように値段が随分下がつてしまつた。いわゆる需給バランスの観点でございます。それからコストの観点でいへば、再生紙を使うというメリットは経済性上基本的にはほとんどないのです。そういう意味でほとんど値段が下がる、現に下がつてはいる。そういう意味で僕は、市場メカニズムに任せた中で再生紙がほとんどリサイクルできるという仕組みは今のベースにはないのではないか。それを要して、一方で需要喚起としてみんなが高いお金を出してでも再生紙を使うことで回収しようといふのは果たして理屈に合うのかなといふのが疑問に思つておられるけれども、そこにメスを入れた仕組みを何かつくらないとこれはうまくいかないのではないかと私は思つておられます。いかがでしょうか。

○岡松政府委員 ただいまの質問にお答えする前に、先ほどもちよつと自治体の関係で答弁漏れがございましたので一言触れさせていただきます。自治体につきましては一般廃棄物の処理事業の実施を通じて再生資源の利用に大きく貢献してきて

おりまして、また、地元住民にとつても大変身近な存在であるわけでございますので、住民意識の啓蒙等に当たつて重要な役割を担つていただくと同時に、自治体が再生資源の利用を促進するためにもさまざまな政策を講じてまいりたいと思つてい

る次第でございます。  
それから、ただいまの経済性の問題でございますが、確かに御指摘がありましたように再生紙については従来一般紙よりもやや割高だということがあるわけでございますが、経済原則だけにゆだねていたのでは十分成果が上げられないというところから、この法律により強力で再生資源の利用を推進することによりまして再生資源の活用を図つてまいりたいというのが本法を制定するねらいであるわけでございます。そういう形でまた運用もしてまいりたいと思つております。

○川端委員 時間が参りました。とにかく一歩前進しながら考えていかなければいけない問題がいつぱいあるというふうに思います。また我々も勉強していきたいと思つたし、通産省におかれましても大臣におかれましてもなお一層の御努力をお願い申し上げて、終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

○奥田委員長 午後二時三十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。  
午前十一時三十六分休憩

午後二時四十三分開議  
○奥田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。和田員夫君。

○和田(員)委員 本法案は、この法案だけをとつてみると、これは通産行政としてかつてない極めて前向きの法案であるというように評価するわけですが、いわゆるごみ三法と言われたこの法律案を通産省でつくるに至つた過程で、どうも率直に言つて、廃掃法の改正案がまだ出てきておりませんが、厚生省所管の廃掃法の改正案が後退をして、そしてその中で通産省のこのリサイクル法が生ま

れてきた。はたから眺めてみますと、いわば厚生省が通産省に負けた。基本法をつくらなくてはならない環境庁が、先ほど連合審査の中でわきまもなく極めて消極的な姿勢を示されたことでわかるわけでございますが、手を施すこともできなくて三法が二つの法律になつてあらわれた。こういうことになつておるといふことを、これは私だけじゃなく、昨日の朝日新聞にもこういう記事が出ておるわけですね。それは私としては、ごみ三法が三省にわたつて出てくる過程の議論を見ますと、全体としたり非常に後退をしたというう形の中でこの法案が生まれてきたというように受け取るべきであつて、せつかくのことであつたにもかかわらず、まことに残念に思うわけであり

ます。しかしながら、冒頭申し上げましたように、通産行政としては極めて前向きの姿勢を示されてこのリサイクル法案を出されたことに対して一定の評価をしたいと思つておられます。  
そこで私は、まずお尋ねしたいのは、いつものことでございますが、法律をつくるに当たつて、どうやら最近の法律を成文化するに当たつて政令あるいは省令、あるいは法律の中でそのまゝ文案化しないで政令にゆだねる。省令にゆだねるという事項が多くなつてきておる向きがあるのですが、御多分に漏れずこの法案につきましても、実に政令にゆだねる箇所が十七カ所、省令にゆだねる箇所が六カ所に及んでおるわけであり、条文を見てまいりましたら、政令で定める何々、政令による事項というところで、その文をそのまま読んで何がかささばりわからぬということでございます。本来的に言うならば、このような政令とか省令とかというものは、せつかく新しい法律を提案されたわけでございますので、完全な政令、省令になつておらなくても、少なくともそのアウトラインだけでもこの法案と同時に出版されるということが極めて親切なやり方ではないかと思つておるのですが、そのことも非常に残念に思つておる。

そこで、第二条の二あるいは第二条の三、第二

条の四、第二条の五で言われておるところの特定業種あるいは第一種指定製品、第二種指定製品、指定副産物、これにつきまして、政令がまだできておらないといつたし、大体それぞれについてはこのことといたしまして、二つの例をこの機会に挙げていただきたい、このように思つておる。

○岡松政府委員 まず特定業種でございますが、現在考えておられますのは、産業構造審議会の答申にございまして、紙・パルプ製造業及びガラス瓶製造業等を念頭に置いておられます。次に第一種指定製品でございますが、これにつきましても、同じく答申に取り上げられておられます大型家電製品、自動車、ガラス瓶等を念頭に置いておられます。次に第二種指定製品でございますが、これにつきましては、同じく答申に取り上げられておられますアルミ缶及びスチール缶を念頭に置いておられます。最後に、指定副産物でございますが、ここでも答申で取り上げられておられます鉄鋼スラグを念頭に置いておられることとでございます。

○和田(員)委員 第六条の「国は、再生資源の利用」云々という条文並びに第六条の二についてでございますが、先ほど連合審査の中で、環境庁長官並びに渡辺局長が、この第六条でうたわれておる「必要な資金の確保その他の措置」ということは、この再生資源を利用させるためにボランティアの活動は、それぞれ市民団体等々でやつておられるが、これらに対処するところの支援の資金であるという、そういう答弁が先ほどなされたわけでございますが、通産省としてもそのように御確認いただけるわけですね。

○合田政府委員 ボランティア活動によりまして再生資源の利用促進のための措置等は、国としても非常に必要であるというふうに考えておりますので、それに必要な資金の確保その他の措置をこの条文に基づいて講ずるよう努めてまいらねばならないというふうに考えております。

○和田(員)委員 なお、六条の二の条文の中で、

国は、物品の調達に当たつて云々必要な考慮、この「必要な考慮」という意味をひとつ説明しておいていただきたいと思つておる。

○合田政府委員 六条第二項におきます物品調達に当たつての「必要な考慮」と申しますのは、再生資源の利用に当たつてはいろいろ関係者がございしますが、そのうち国の責務について規定をしたものでございまして、具体的に申し上げますと、国の物品の調達に当たつて再生紙、つまり古紙を利用した製品でございますが、そういうものを使用すること等を念頭に置いておられるものでございまして、(委員長退席、高村委員長代理着席)

○和田(員)委員 そこで、この十二条、十五条、二十条における勧告、公表の対象として一定規模以上の事業者を考へておられるわけですが、これはもちろん「政令に定める」の中に入るわけですが、これは一体どの程度の事業者を対象にしようと思つておられるのか、この機会に明らかにしておいていただきたいと思つておる。

○合田政府委員 お尋ねになりましたように、本法では十二条の特定業種の関係、それから十五条の第一種指定製品、二十条の指定副産物に関係する事業者につきまして勧告、公表等の対象となりますのは、政令で定める一定規模以上の者に限定をいたしておられます。この趣旨は、こういう措置によりまして零細事業者に過度の負担が不当に課されることのないようにするためのものでございまして、具体的にどの程度の規模を政令で定めるかという点につきましては、この法律の施行時までに検討をいたすことになるわけでございまして、おのおの事業者の経営の状態でございまして、あるいは勧告等の対象となります事業者の範囲等を総合的に判断をいたしまして、対象となる事業ごとに決めていくことになるものと考えております。

○和田(員)委員 例えば中小企業基本法でうたわれているところの中小企業の規定、これは何かの基準になりますか。  
(高村委員長代理退席、委員長着席)

○合田政府委員 例えは、十二条の冒頭を見ていただきたいわけですが、主務大臣は、特定事業者であつて、その製造に係る製品の生産量でございますとか、あるいは建設工事の場合でございますと施工金額が政令で定める要件に該当するものについて云々という書き方になっております。中小企業基本法で定められておりますのは、資本金でございますとか従業員の規模で一定以下のもを中小企業と規定をいたしておるわけですが、これは、それとは別途の角度から、先ほど申し上げましたように、その事業の経営の実態とかあるいは勧告等の対象となります事業者の範囲等から総合的に判断をして定めてまいりたいと考へておられます。

○和田(員)委員 くだいようでございますが、この一定規模以上という、一定規模というのは比較的大きな企業を指しておるのか、小さな企業を指しておるのか、その点だけひとつお答え願ひたい。  
○合田政府委員 勧告、公表等の措置によりまして、零細事業者に過度の負担が課されることのないような配慮から一定の規模を考へてまいりたいと考へております。

○和田(員)委員 できるだけひとつ小さな企業を基準に置いてやらないと、大きな企業をそれ以上ということになりますと、どうもこの法律の趣旨にそぐわない点が出てくると思ひますので、その点は十分ひとつ政令づくりの際に考へしてまいりたいと思ひます。  
なお、十一条、十二条、十四条、十五条、二十条のいわゆる政令づくりあるいは判断基準づくり、あるいは十七条に言うところの表示事項、遵守事項、それらをつくる際に通産省としては、先ほど議論されておりましたが、環境保全という立場に立って環境庁長官の意見を聞く、そういうお考えがあるかどうかということをお聞きしたいと思います。  
○岡松政府委員 環境庁長官が参加いたしました基本方針を定めるわけですが、この基本方針の中に、法文で申しますと三条の二項になり

ますが、「環境の保全に資するものとしての再生資源の利用の促進の意義に関する知識の普及に係る事項」を記載することになっておるわけですが、この基本方針を定めるに当たりまして、環境庁長官を主務大臣として参加していただくわけでございます。この基本方針のとりまして特定業種判断の基準を定めてまいりますので、この判断基準を定めるに当たりましては、それぞれの産業を熟知いたしました事業所管大臣が定めていくということ考へております。  
○和田(員)委員 環境庁長官の意見を聞かない、こういうことですね。  
○岡松政府委員 環境庁長官の意見は基本方針の中に反映されておまして、その基本方針のとりまきで定めていくということでございますので、個別の判断基準を定めるときには環境庁長官の意見を聞くという形にはなっておりません。

○和田(員)委員 時間がありませんので次に進みますが、先ほど来より議論されておりますように、やはりそれぞれの個別の判断基準をつくる際にも、環境保全という立場に立つならば環境庁長官の意見を聞くということの方が、せっかく新しい法律をつくるわけでございますのでその方がいいのではないかとこの私たちの意見でございますので、ひとつ参考にしてもらいたいと思ひます。  
次に、先ほど六条の質問で、ボランティア活動等に対するところの支援が、この六条で言うところの「必要な資金」もそれらに充てるということを御答弁いただいたわけですが、私には、この再生資源を確保するためにどうしても受け皿づくりというのが必要じゃなからうかと思ひます。

○岡松政府委員 再生資源の利用の促進を図ってまいりますためには、御指摘のように、そのままごみになってしまふものを少しでも減らして、資源として利用できるものは利用していくという体制をとる必要があるわけでございます。この法律でねらいとしておられますのは、事業者が一定の努力を求めることによりまして再生資源の活用、すなわち利用が拡大することによって需要が拡大する、その結果再生資源業者もそれに合わせて事業

よって左右されて、せっかくこの法律ができましたも受け皿づくりがないためにそれがごみの方に、じんあいの方に流れていくということが考へられるわけですね。この法律ができて再生資源が現在よりも、紙にいたしましても鉄くずにいたしましてもその他にいたしましても、より量がふえるということが、またそのための法律でありますから、ふえるということが予想されるわけです。そのふえた量が、相場によって回収が左右されるわけでありまして、事によってそれがごみの方にずっと流れていくことになりまして、これは末端の自治体の処理機構、処理施設、処分場、それが今でこそ限界に来ておるからこの法律もできてきたにもかかわらず、自治体に対してそれ以上の迷惑をかけるということになることを非常に憂うわけでありまして。

したがって、これらの再生資源をストックさせるための場所、これは自治体の方に国の方が資金を支援いたしましてその場所を確保するというようなこと、あるいはこの回収業者に対して、先ほど来税金の面で考へているというようなこととが言われましたけれども、それには恩恵がないわけでありまして、どうしてもこれらの回収業者に對しまして、むしろ再生資源を回収するということを主に置いて、一定の補助金、助成というふうなことをして、再生資源を確保していく、ごみの方に流れていかなないように努力をするということが必要じゃなからうか、このように思ひます。

○岡松政府委員 再生資源の利用の促進を図ってまいりますためには、御指摘のように、そのままごみになってしまふものを少しでも減らして、資源として利用できるものは利用していくという体制をとる必要があるわけでございます。この法律でねらいとしておられますのは、事業者が一定の努力を求めることによりまして再生資源の活用、すなわち利用が拡大することによって需要が拡大する、その結果再生資源業者もそれに合わせて事業

の発展が図られてくるということを考へておるわけでございます。そのような良好な事業環境をもたらすようにするのが本法のねらいといひますか、効果であるわけでございます。  
具体的にまた個別の業種に沿って申し上げますと、古紙回収業につきましては、既に事業用施設の事業所税の免除等の措置が講ぜられておるところでございますし、またこれに加えまして、来年度から廃棄物の再生処理用設備の特別償却制度の対象として新たに金属製の回収設備等を追加することといたしておられます。また、これらを通じて円滑な再生資源の利用の促進が図られるような所要の措置を講じてまいりたいと思ひます。  
○和田(員)委員 今申し上げておりますストックをする場所の確保というのがなければ、いかに言われたところで、せっかく回収してきてそれを今直ちに引き取らずためには、手問賃も出ない、幾ら税金等々言われたところで、それ以上に回収してきても相場の値下がりによって出すことさえもできないといった場合に、一定の時期まで保管をしておくという場所がなければどうにもいかぬわけなんです。

環境庁、来ておられると思ひますが、環境庁の方の法律を出すことにならなかつたわけでございますけれども、当初あなたの方の方で考へておった中には私が今申し上げておりますストックの場所、自治体にリサイクルセンターを資金援助のもとにつくらせていくというようなことを考へておったかに仄聞するわけでございます。環境庁からお答え願ひたい。

○長谷川説明員 御説明いたします。  
ただいま御指摘ありましたような考え方というのは、私どもが庁内に設けました検討会の中での御議論にはそういうのがありますけれども、最終的にはそういうこと、同じような目的のために

税制上の優遇措置を講ずるといふようなことが重要ではないかと考えまして、関係省庁とともに働きかけまして、平成三年度の税制改正で都市部の再生資源業者について特別土地保有税の非課税措置を講じるといふような見込みが現在立っております。具体的に申し上げますと、現在検討中の廃棄物処理法の改正案の中で、廃棄物再生業者の登録制度を検討中でございますけれども、これとあわせましてこういったことが講じられるというふうになっております。こういった措置によりまして再生資源業者の経営基盤の強化が図られるのではないかと考えておまして、先生御指摘のような点につきましては――税制上の措置としては考えておりました。

○和田(真)委員 そうじゃない、税制上の措置じゃないよ、リサイクルセンターをあなたの方の方考えていたでしょうと言っておるわけだ。

○長谷川説明員 御説明いたしますと、私もは検討会で御議論があった時点におきまして確かにそのようなことを内部で検討しておりましたが、最終的には今申し上げましたようなことで経営基盤の強化を図ることが適切だと思っております。

○和田(真)委員 もう環境庁は当てにしません。極めて消極的です、先ほどの連合審査の中でもあなた方は少なくともその案が出れば、今度のこの通産の法案の中にそのことがなければ、このことがある方がいいというくらいは答弁をするのが当たり前じゃないですか。そういうことだから、もう環境庁は当てにならぬのです。これ以上環境庁には言わぬけれども。

しかし通産省、今最終的にそのような法案が出なかったためにこれが生かされておりましたが、少なくとも環境庁ではこのリサイクルセンター、ストックする場所というものがなければ、せっかく法律をつくってリサイクル化さそうと思っても、再生資源を保管する場所がないためにごみの方に流れていくというところから議論されたわけなんです。せっかく法律つくるのでしたら、少なくとも自治体に対して支援活動を行って、これ

がごみの方に流れていかないうために回収したものが再生資源化していくように、ぜひともこれは、当初この中に考えておらなくても、近い将来にそのことを含めてやらないとこの法律の趣旨というのは生きてこないわけなんです。その点、大臣、ひとつ前向きにお答えいただきたいと思っております。

○中尾国務大臣 和田委員の先ほどからおっしゃっておることは、まさに前向きな質問でございますから、私もそれに対応するべく全力を投球して考えていきたいと思っております。

○和田(真)委員 ひとつよろしくお願い申し上げます。さらには、リサイクル業者、回収業者にただ税金の面だけで優遇する、そういう対象者じゃないわけですよ。先ほどそれぞれの委員が申されたように、回収業者というのは税制の面で優遇されても恩恵をこうむらないという立場に置かれている事業者ばかりなんです。だから、回収ということ、再生資源化していくということ、このことに熱意を持つならば、私は後で一、二の例を挙げますけれども、ただこの古紙を回収するあるいは鉄くずを回収する、これは農水の関係でございますが、魚のあらを集めてこれを飼料に再生資源化していくという回収業者もあるわけですよ。あるいは、お豆腐をつくった残りかす、おからですね、これは従来比較的都市の近郊に肉牛だとか乳牛だとか割に飼育しておいた農家があったわけですよ。ところが、だんだんと遠隔の地に場所を移していくために、都市の中でつくられるお豆腐屋さん、これらのお豆腐屋さんというのは極めて小規模な事業者ですね、そしてできたおからを捨てる場所がない。生ごみとして自治体の焼却場が受け取ってくれないのですよ。どうするかという、埋立地に使用しておるのです。そうすると、それが腐敗する、悪臭を放つ、そして悪臭を放つだけでなくて埋め立てた土地がおからが入っておるためにがたがたになるというふうなことで、非常に迷惑をこうむるというふうな結果を生んでいるわけですね。ある

いはお魚のあらも、お魚を解体するお魚屋さんというのはいさ業者ですから、そのあらを生ごみに引き取ってくれないから川に捨てるあるいは山間に捨てている節もあるというふうなことが現実になっているわけですね。あるいは、食堂の残飯、レストランの残飯、これも従来は豚豚場があったためにこれ飼料として活用されておったけれども、これは現在ない。

そうすると、この残飯を回収する回収業者、魚のあらを回収する業者あるいはお豆腐のおからを集める回収業者というのはあるわけですよ。排出する業者が極めて小さい。そして集めてもこれが商売にならぬ。そうすると、再生資源化のためには、そういう回収業者に資金的な援助をしてやらないと成り立っていかぬわけでしょう。だから、どうして資金援助をしてやる必要があると思うのですよ。例えば、お魚のあらを集めている大阪の業者が協同組合をつくりました。そして今一生懸命やってくれているだけでも、今申し上げているように、なかなか商売にならぬのですよ。ところが大阪府下では、お魚のあらを回収して、そして飼料に再生資源化していくのは全国一なんです。それだけ業者も努力しているわけですから、ぜひともこれらについて資金的な援助ということを考えてやらないと、せっかくの法律が生きてこないということになるわけでございますので、この点ひとつ前向きな答弁をこれまたぜひとも大臣、してもらいたいと思っております。

○中尾国務大臣 まず、政府答弁させたいと思っております。それから私の所見も述べたいと思っております。○岡松政府委員 たいま御指摘の事例は、いずれも農水省関係の事例でございますが、今回の法律の中にはそのような支援措置は含まれていないわけでございますけれども、広い意味では、第六条の「国は、再生資源の利用を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない」という規定があるわけでございますので、それぞれの省庁におきまして、資金の有効利用を促進するために必要な範囲におき

ましてこの規定に則して努力をしていくように努めてまいりたいと思っております。

○中尾国務大臣 率直に感想を述べさせていただきますと、おからを穴ぼこに埋め立てて、そしてそれがある意味における土地改良的な事業に浴するといふわけでございますから、悪臭は放つわけでこぼこは出るわ、これはなっちゃうなと思っております。

そういう意味においては、私も考えても、それはもう委員の言われることはよく理解できるわけでございますが、所管としては、これはどうしても農水省になるということになりましようけれども、それだけに、先ほど来問題になっております七つの主務大臣がそういうものを分かち合いながら、密度濃く話し合いながら、そして、先ほどの六条にも示されておるような支援措置も含まれているわけでございますから、そういう点においても、なるべく皆様方に満足いくような形における前向きな姿勢というものは崩してはならぬ。私は主務大臣としてそう確信しております。

○和田(真)委員 きょうは農水大臣が見えておらないわけでございますので、主務大臣の一人でもございまして、ぜひとも通産大臣の方からよろしくお願ひしたいと思っております。農水の方が来ておられたら、ひとつ。

○竹本説明員 まず、おからの件でございますが、先生御指摘のような状況に立ち至っておりますので、このため、平成二年度からでございますけれども、おからの効率的な回収システムのあり方あるいは飼料や肥料としての有効な利用方法、さらに新たな食品等への活用の可能性等につきまして検討を行う事業を推進しているところでございます。

それから、魚のあらについての御指摘でございますが、魚のあらにつきましては、従来化成工場等への委託処理によりまして、飼料でございますとか肥料への再利用が図られてきたところでございますが、近年、個々の店舗等から排出されます量が少なくて回収率が悪いという事情がございま

す。さらに製造されます飼料なり肥料の価格が不安定であるというような事情にあるわけでございまして、そういう点で魚のあらの処理が困難な状況になってまいっているわけでございまして。このため、従来から卸売市場における魚のあらの処理施設への助成措置、主要産地を対象とする水産廃棄物処理施設への助成措置を行ってまいったわけでございますが、さらに加えて、平成三年度からは、新たに鮮魚小売店等から廃棄されます魚のあらの共同処理施設に対します助成、卸売市場における魚のあらの再利用を図るための市場廃棄物高度利用施設に対する助成等を行うこととしていくところでございます。

○和田(真)委員 厚生大臣、農水大臣にひとつ言うておいてください。

それからつけ加えて、先ほど例を挙げなかったけれども、てんぷら油等の廃食用油、この処理の回収もやはり同じことです。十分な補助金等の対象にしてやって遺憾のないようにしてやってほしいと思います。

ついでに、大臣、厚生省関係の医療廃棄物は、これまた今の農水関係とちょっと違いますが、注射針とか注射の容器とか極めて危険度を伴うわけですね。これがたまたま大阪で、電炉の中小の鉄鋼業者が、注射針を初めとした医療廃棄物を再生資源化、ということも、小さなものではあります。かつあつてもそれは再資源化になっていきますが、それとあわせて汚染物の処理にもなるわけですね。これはある鉄鋼業者が考えてくれていて、これは非常に非常なところでございまして、ところが、注射針を病院や診療所で集めていって、も引き合うような値段で鉄鋼業者は引き取らぬでしよう。これもやはり、その回収業者というのは非常に難しいわけなんです。したがって、これは再生資源化のためとあわせて、この医療廃棄物は感染性のあるものでございますから、これも一緒に処分をするという意味でございまして、これはぜひともこれらの回収業者に対するところの資金的な支援ということもあわせて考えていただきたい

ということをお願いしたいと思うわけでございまして。もう一つこの機会にお願ひしておきたいと思ひますのは、厚生省所管のいわゆる廃掃法の改正案がまだ閣法として出てきておらないわけでございまして、これが出てくるということになりますと、

検測するところでは、最終的な廃棄処分のために自治体と企業が、いわゆる自動車であるとか電化用品であるとかという処理困難な廃棄物、これが当初企業で引き取るということが、金を出して協力をするということに変わって来たわけでございまして、第三セクターとしての処分センター、処理センターをつくらうという構想らしいのであります。

ところが、本来一般廃棄物の処理処分というのは自治体によるところの市町村の固有の事務になつていくわけですね。したがって、一般廃棄物の焼却場、処分場ということになりますと自治省の方から補助金があるわけですが、産業廃棄物がこれに伴うために、一般廃棄物が一緒に処理されても自治省の資金的な助成の対象にならなくなつてしまふわけですね。そうすると、本来自治体の事業がいつの間にかやらさなくなつていくような可能性にもなりがちであります。もしもそういうことであるならば、この第三セクターでつくる処理センターというのは産業廃棄物だけに限るといふようにすることが一つの案であります。さもなければ、県も参加をして市町村の自治体の、県自治体の一部事務組合として、第三セクターじゃなくてその処理センターをつくる、そういうようにするのと国の方からの補助の対象にもなるわけでありまして、本来の自治体の固有の事務というのはそのまま継続し守られていくということになるわけでありまして、きょうは自治省の方に来てもらつておられることと思ひますが、第三セクターでこれらの処理センターをつくるというよりも、県も絡んで一部事務組合でそのようなセンターをつくっていくという方がいいのではないかと思ひわけでございまして、自治省の考え方をま

ずお聞かせ願ひたいと思ひます。

○岩崎説明員 お尋ねでございますが、現在厚生省におきまして廃掃法の一部改正法案が検討中でございますが、私どもが説明を承る限りにおきましては、特別の管理を要する廃棄物等の処理を行う民法法人につきましては廃棄物処理センターとしての指定を行ひまして、国からの一般廃棄物についての国庫補助金を受け入れてその業務を運営しよう、こういうものだと承つておられるわけでありまして、その中で、業務の内容をいたしまして、特別の管理を要する廃棄物に一般廃棄物も産業廃棄物もともにあるところから、一般廃棄物及び産業廃棄物についてもセンターで処理しようというように検討されておられると聞いておるところでございます。

それから、産業廃棄物の処理につきまして県と市町村とで一部事務組合をつくつて処理するということなことはいかがかとお話でございまして、それも一つのお考えかと思ひますけれども、私も産業廃棄物処理につきましては基本的に事業者処理原則というものを十分に踏まえて対処することが必要であると考えておるわけでございまして、そこで、実際に産業廃棄物につきまして県と市町村が一部事務組合等の共同処理をするかどうかにつきましては、あくまでも事業者処理原則を踏まえつつ県や市町村の自主的の判断におきまして地域の事情に即して判断されるべき問題である、こういうふうに考えております。

○三本木説明員 先生御指摘の二点につきまして御説明をさせていただきますと思ひますが、まず第一点の医療廃棄物の処理の問題でございますが、これは廃棄物処理全般にわたります基本的な考え方といたしまして、産業廃棄物につきましてはやはりその排出事業者の責任ということが大前提にあるわけでございまして、したがって、こういった観点からは、費用の負担についてはやはり排出事業者が負担すべきものである、こういうふうな考え方でありまして、したがって、国庫補助をするということはなかなか困難ではないか

というふうに思つておりますが、ただ産業廃棄物処理業者あるいは再生利用を行う業者さん等につきましては、例えば公害防止事業団等々の政府系の金融機関からの融資というような道も現在残されておるところでございます。

それから第二点目の、現在、廃棄物処理法で第三セクターをつくりまして廃棄物の処理を行つていこうという考えを私も持っております。現在、検討中ではあります。これは、産業廃棄物の処理を中心にした考え方、あわせて、個々の市町村ではなかなか処理が難しい、一つは技術的にあるいは量的にも個々の市町村では極めて量が少ない、そういったような現実がございまして、それ、かなり高度な技術あるいは経済的合理性を持ちながらやらなければならぬというふうなものもございまして、そういう意味でこの第三セクター等について現在検討を行っているところでございまして。

○和田(真)委員 時間が来ましたのでやめますが、ひとつ厚生省、先ほどから農水とかあるいは通産と違つて、あなたの方の方は産業廃棄物のうちの医療廃棄物の、いま一点の答弁、極めて後退的な、消極的なあれですね。これは、農水とか通産のように前向きになつて、回収業者と同じ法律で、あの産業廃棄物は排出者の負担ということをはわかつていくわけですね。しかし、このリサイクル化をさせていくということとあわせて、あなたの方の方は汚染化された医療廃棄物を処理してやろうという業者が生まれたら、これは願つたりかなつたりではないですか。要はそれを集めるという回収業者に対して、せっかくできる法律なのだから、農水のように前向きになつて、回収業者に補助をしていくということと成果を上げるようにやはり考えなさい。

二点目は、これは今自治省と話がありましたけれども、一つの市町村では難しいから、だから第三セクターではなくて、県も入つて複数の市町村が集まつて事務組合をつくつて、そして産業廃棄物もあるいは一般廃棄物も一緒に処理するよう



処理センターをつくる方が望ましいのではない

か。これは本来の自治体の固有事務である廃掃法に基づくとこのごみの焼却処分、処理、この事務を損なうということにならないから、同じセンターをつくるのならばそういう形ですべきではないかというのが、大臣、私の意見であります。したがって、ひとつせびともそのことを踏まえて御検討いただきたいと思いますが、この法律の施行に当たりまして、せつかくの法律でござい

ますので、環境の保全というものを十分に念頭に置きながら、リサイクル化しようと思つてつくった法律が、かえつてごみが川に流れていく量が増えていって自治体が困る、困らすということのないように積極的にひとつ運営をしてもらいたいというご意見を最後に申し上げたいわけでございます。その点の決意だけをひとつ大臣の方で述べていただきまして、終わりたいと思つております。

○中尾国務大臣 和田委員、先ほどから大変に参考になる意見を賜りまして、ありがたく拝聴させていただきます。

二点ございまして、一つは何はともあれ、環境の破壊をしてはならない、環境をきちつとしようということから始めていくという主体性を失つてはいかぬ、これが認識の一点。

それから、経済要素もございまして、エネルギー源、その他代替エネルギー、いろいろとございませうけれども、それも当然のことながら並立両輪、輪のごとくやるべきことではございませう、ともかく基本的理念というものは先ほど委員の申し上げられた環境の保全というものから出発点があるのだぞ、その考え方は十分認識させていただいておられますから、そのような方向で、七省が主管でございませうけれども、特に私も責任を持つてこの七省の主務大臣それぞれにもよくお伝えさせていただきたいと思つておる次第でございませう。

○和田(貞)委員 終わります。

○奥田委員長 これにて本案に対する質疑は終了

いたしました。

○奥田委員長 これより討論に入るのではありませんが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

再生資源の利用の促進に関する法律案について採決いたします。

○奥田委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○奥田委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、甘利明君外五名より、自由民主党、日本社会党、護憲共同、公明党、国民会議、日本共産党、民社党及び進歩民主連合六派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提案者より趣旨の説明を求めます。竹村幸雄君。

○竹村委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

再生資源の利用の促進に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、再生資源の利用の促進が廃棄物の発生抑制及び環境の保全に資するものであるとの認識に立ち、特に次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

一、再生資源の利用を促進するためには、消費者を含めた広範な関係者の協力が必要であることにかんがみ、基本方針にその趣旨を明確にするとともに国民の理解を深めるよう積極的な指導に努めること。

二、特定業種、指定製品、指定副産物の指定についてはそれぞれ固有の事情にも配慮しつつ、可能な限り広範囲に行うとともに、判断基準に

ついては、事業者の一層の努力を促すものとなるように定めること。

三、再生資源の発生及び利用の状況等に関する情報の収集・提供に努めるとともに、再生資源の利用の促進についての国民の自主的な努力に対し、積極的な支援を行うこと。

四、環境の保全に万全を期する観点から、本法及び廃棄物の適切な処理・処分のための施策を関係行政機関の連携を密にしながらか総合的かつ効果的に実施するとともに、今後良好な生活環境の確保に必要と思われる諸施策の充実強化に引き続き努めること。

以上であります。

附帯決議案の内容につきましては、審査の経過及び案文によつて御理解いただけるものと存じますので、詳細な説明は省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○奥田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。本動議について採決いたします。

甘利明君外五名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○奥田委員長 起立総員。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、中尾通商産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。中尾通商産業大臣。

○中尾国務大臣 ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重して、本法の適切な実施に努めてまいりる所存であります。

○奥田委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○奥田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのとおり決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○奥田委員長 次に、先刻付託になりました内閣提出、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案並びに和田貞夫君外十名提出、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

これより両案について順次趣旨の説明を聴取いたします。坂本内閣官房長官。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○坂本内閣官房長官 ただいま議題となりました私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

独占禁止法は、公正かつ自由な競争を維持、促進することにより、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発展を図るものであります。政府は、国民生活を一層充実し、我が国経済を国際的に開かれたものとするため、独占禁止法違反行為に対する抑止力の強化を図ることを重要課題の一つと位置づけられております。その一環として独占禁止法で禁止されている不当な取引制限等に対して課せられる課徴金を強化することとし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、課徴金額は、売上額に一定の率を乗じて算定することとしておりますが、この率を現行法の原則一・五%から原則六%に引き上げ、小売業と卸売業についても、それぞれ二%、一%に引き上げることとしております。また、企業規模の

小さい事業者に対しては、別に率を設定することとしております。

第二に、課徴金の算定の基礎となる実行期間については、現行法では特に限定がありませんが、法律関係の社会的安定等を図る観点から、三年を限度とすることとしております。

第三に、現行法では、課徴金の額が二十万円未満の場合には納付を命じることができないとされており、この額について、経済実態の変化等を踏まえ、五十万円に引き上げることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いいたします。

○奥田委員長 次に、小岩井清君。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○小岩井議員 私は、ただいま議題となりました日本社会党・護憲共同提案の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案について、提案者を代表いたしまして、提案の理由及び内容の概要について御説明申し上げます。

御承知のとおり、独占禁止法は、私的独占、不当な取引制限及び不正な取引方法を禁止し、事業の支配力の過度の集中を防止して、事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正かつ自由な競争を促進し、それを通じて事業活動を盛んにし、雇用と国民実所得の水準を高め、もって一般消費者利益を保護し、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的として制定された法律であります。このため具体的には、違反行為者に対して違反行為の排除措置、刑事処罰の規定を置くほか、カルテル禁止の実効性を確保するため、昭和五十二年の法改正により、カルテルによって得た

不当な経済的利得を国が徴収する課徴金制度が導入されたのであります。

しかるに、その後の法の運用状況を見ておりますと、カルテル事件の発生状況、とりわけ同一の事業者が違反を繰り返す業種があることなどにあらわれておりますように、現行法の規定では、違反行為を抑制する効果がおおむね十分であると言わざるを得ないのであります。また、違反行為者に対する刑事告発については、昭和二十八年度の法改正前の事業者団体法違反事件を含めても、法制定以来今日までにわずか六件、それも昭和四十九年の石油やみカルテル事件以後は一件もないという状況であります。こうした中で国際的にも今日、我が国の経済社会における排他的で不透明な流通・取引慣行というものが強く批判を受けているところであります。

かかる実情を見るとき、カルテル等の違反行為を一層徹底して抑止し、法の実効性を確保するためには、現行独占禁止法を積極的に見直し、改正する必要があります。これがここに独占禁止法一部改正案を提出する理由であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、課徴金の額の引き上げであります。現行課徴金は、カルテル実行期間中の対象商品の売上額に百分の三、製造業は百分の四、小売業は百分の二に相当する額とされておりましたが、これを当該売上額に百分の十を乗じて得た額とし、ただしその額が当該行為により当該事業者が不当に得た利益の額を上回ると認められる場合には、当該不当利得の額とするものとしております。

第二に、原価の公表であります。昭和五十二年の法改正により、一定の高度寡占市場で同調的値上げが実施された場合に、公正取引委員会は値上げの理由の報告を求め、これを公表することのできる制度が新設されました。しかし、その報告内容は、値上げの可否を判断できるだけのものとは言いがたく、同調的値上げに対する十分な抑止効

果を持つに至っていないのであります。これを是正するため、公正取引委員会は、同調的値上げが一般消費者等の利益を不当に害していると認めるときは、当該事業者に対し、当該商品等の原価について報告を求め、これを公表することができるようとしております。

第三に、確定審決前置の廃止であります。現行法第二十五条は、私的独占、不当な取引制限、不公平な取引方法については、事業者が被害者に対して無過失損害賠償責任を負うものとしております。しかし、その反面、第二十六条で、当該請求権の行使について確定審決前置主義がとられております。したがって、この制度の実効性を一層高め、国民一般私人の発意によって法の運用を強化するため、確定審決前置を廃止するものとしております。

第四に、前述した損害賠償請求においては、違反行為が存在すること、当該行為によって損害が生じたこと、損害を金銭に換価した額の三点について原告側による立証が必要であります。現行法では、損害額について裁判所は遅滞なく公正取引委員会の意見を求めなければならないとされておりますが、これに加えて、事業者につき審決が確定したときは、当該審決により認定された違反行為等があったものと推定する規定を新設してしております。

第五に、確定審決前置の廃止に伴いまして、第二十五条の規定による損害賠償に係る訴訟の第一審の裁判権は東京高等裁判所に属するとする規定も削除することとしております。

第六に、不正な取引方法に係る罰則の新設であります。不正な取引方法を用いた者等を五百万円以下の罰金に、また不正な取引方法に該当する事項を内容とする国際的協定または国際的契約をした者を三百万円以下の罰金に、それぞれ処するものとしております。

第七に、告発請求制度の新設であります。審決により違反行為があると認定された場合には、何人も、法第九十六条第一項に規定する罪となるべき行為があると思料するときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、公正取引委員会に対し、告発するよう請求することができるものとしております。また、この請求があった場合において公正取引委員会が告発をしないことに決定したときは、その旨及びその理由を文書で当該請求をした者に通知しなければならないものとしております。

その他、必要な規定の整備を行うこととしております。

また、この法律の施行期日は、公布の日から起算して、三月を超えない範囲内において政令で定める日としております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○奥田委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十三分散会

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第一項中「以下」を「当該期間が三年を超えるときは、当該行為の実行としての事業活動がなくなる日からさかのぼって三年間とする。以下」に、「百分の三(製造業については百分の四)」を「百分の六」に改め、「二分の一」を削り、「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第二

項中「前項」を「第一項」に、「同項」を「前二項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の場合において、当該事業者が次のいずれかに該当するときは、同項中「百分の六」とあるのは「百分の三」と、「百分の二」とあるのは「百分の一」とする。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種（次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

第八条の三中「その事業者」に対し「その事業者。以下この条において同じ。」に対し「同条第二項中「当該事業者が」とあるのは「当該事業者団体の構成事業者が」に改める。

第四十八條の二第一項中「に対し、第七條の二第一項」の下に「又は第二項」を加える。

（施行期日）  
1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）  
2 改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、次項に定めるものを除き、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始された行為について適用し、施行日前に既に開始された行為については、なお従前の例による。

3 新法の規定は、施行日前に開始され、施行日以後に終わった行為のうち施行日以後に係るものについて適用し、当該行為のうち施行日前に係るものについては、なお従前の例による。この場合において、当該行為の実行としての事業活動が行つた日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間が三年を超えるときは、当該行為の実行としての事業活動がなくなる日からさかのぼって三年間を実行期間とみなす。

4 前項の場合において、新法第七條の二第一項（新法第八條の三において準用する場合を含む。以下同じ。）ただし書及び改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「旧法」という。）第七條の二第一項（旧法第八條の三において準用する場合を含む。以下同じ。）ただし書の規定の適用については、新法第七條の二第一項本文又は第二項（新法第八條の三において準用する場合を含む。）及び旧法第七條の二第一項本文の規定により計算した課徴金に相当する額の合計額が五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

理由  
最近における経済情勢等にかんがみ、公正かつ自由な競争の促進による国民経済の一層の発展に資するため、不当な取引制限等に対する課徴金の額を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（和田貞夫君外十名提案）

出  
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第七條の二第一項中「百分の三（製造業については百分の四、小売業については百分の二、卸売業については百分の一とする。）を乗じて得た額の二分の一」を「百分の十を乗じて得た額（その額が当該行為により当該事業者が不当に得た利益の額を上回ると認められる場合にあつては、当該不当に得た利益の額）」に改める。

第八條の三中「事業者が」を「事業者が、」に、「事業者団体が」を「事業者団体が、」に改める。

第十八條の二第一項中「以下この条において」とあるを「以下」と改め、第四章の二中同条の次に次の一条を加える。

第十八條の三 公正取引委員会は、主要事業者から前条第一項の報告を受けた場合において、同項の価格の引上げが一般消費者又は関連事業者の利益を不当に害していると認めるときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、当該主要事業者に対し当該報告に係る商品又は役務の原価について報告を求め、これを公表することができる。

公正取引委員会は、前項の規定により原価を公表する場合には、前条第一項の規定により報告を求めた価格の引上げの理由を併せて公表しなければならない。

第二十六條を次のように改める。

第二十六條 削除

第四十四條第一項中「第十八條の二第一項」の下に「又は第十八條の三第一項」を加える。

第四十八條の二第六項中「第二十六條」を「第八十四條第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第八十四條の二第二項及び第九十六條の二第一項」に改め、「当該違反行為について前条第四項、第五十三條の三又は第五十四條の規定

による審決がされた場合を除き」を削る。

第八十四條第一項中「訴が提起されたときは」を「訴えが提起された場合において、第四十八條第四項、第五十三條の三、第五十四條又は第五十四條の二第一項の規定による審決が確定しているときは」に、「同条」を「第二十五條」に、「因つて」を「よつて」に改め、同項に後段として次のように加える。

同条の規定による損害賠償に関する訴えが提起された後において、これらの規定による審決が確定したときも、同様とする。

第八十四條の次に次の一条を加える。

第八十四條の二 事業者につき第三條又は第十九條の規定に違反する行為があつた旨の第四十八條第四項、第五十三條の三又は第五十四條の規定による審決が確定したときは、第二十五條の規定による損害賠償に係る訴訟においては、当該事業者につき当該審決で認定された違反行為があつたものと推定する。

事業者につき第七條の二第一項に規定する不当な取引制限があつた旨の第五十四條の二第一項の規定による審決が確定したときは、第二十五條の規定による損害賠償に係る訴訟においては、当該事業者につき当該審決で認定された課徴金の計算の基礎となる事実及び課徴金に係る違反行為があつたものと推定する。

第八十五條中「左の」を「次の」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「第九十一條」を「第九十一條の三」に改め、同条を同条第二号とする。

第九十一條の二中第十号を第十一号とし、第九十一條の次に次の一号を加え、同条を第九十一條の四とする。

第十 第十八條の三第一項の規定による処分を違反して報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第九十一條の次に次の二条を加える。

第九十一條の二 次の各号の一に該当するものは、これを五百万円以下の罰金に処する。

一 第八條第一項第五号の規定に違反したものの二 第十九條の規定に違反した者

第一類第九号 商工委員會議録第七号 平成三年三月六日

第九十一条の三 第六条第一項又は第八十一条第一項第二号の規定に違反して不正な取引方法に該當する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をしたものは、これを三百万円以下の罰金に処する。

第九十五条第一項中「第九十一条の二」の下に「から第九十一条の四まで」を加え、同条第二項中「又は第九十一条の二第一号」を「第九十一条の二第一号、第九十一条の三又は第九十一条の四第一号」に、「若しくは第九号」を「第九号若しくは第十号」に改める。

第九十六条第一項中「第九十一条」を「第九十一条の三」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第九十六条の二 第四十八条第四項、第五十三条の三、第五十四条又は第五十四条の二第一項の規定による審決により違反行為があると認定された場合においては、何人も、前条第一項に規定する罪となるべき行為があると認料するときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、公正取引委員会に対し、第七十三条第一項の規定による告発をするよう請求することができ

る。  
公正取引委員会は、前項の請求があつた場合において、第七十三条第一項の規定による告発をしないことに決定したときは、その旨及びその理由を文書で当該請求をした者に通知しなければならぬ。

附則

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という)前に既になくなつてゐる行為に係る課徴金については、改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「新法」という)第七條の二第一項(新法第八條の三において準用する場合を含む。以下同じ)の規定にか

かわらず、なお従前の例による。

2 施行日前に開始され、施行日以後に終わった行為に対する新法第七條の二第一項の規定の適用については、次に掲げる額の合計額を同項本文に定める課徴金の額とする。

一 当該行為の実行としての事業活動を行った日から施行日の前日までの期間を履行期間とみなして改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「旧法」という)第七條の二第一項本文の規定の例により計算した額

二 施行日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間を履行期間とみなして新法第七條の二第一項本文の規定により計算した額

第三条 新法第十八條の三の規定は、この法律の施行前に行われた旧法第十八條の二第一項の価格の引上げ(当該価格の引上げに係るこの法律の施行後に行われた新法第十八條の二第一項の価格の引上げを含む)には、適用しない。

第四条 この法律の施行前に生じた旧法第二十五条の規定による損害賠償の請求権(旧法第二十六条第一項の規定により裁判上主張することができなかつたものを除く)の消滅時効については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に生じた旧法第二十五条の規定による損害賠償の請求権(旧法第二十六条第一項の規定により裁判上主張することができなかつたものに限る)は、施行日(施行日において被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知らなかつたときは、被害者又はその法定代理人がこれらを知つた時)から三年を経過したときは、時効によつて消滅する。

第五条 この法律の施行の際現に係属している旧法第二十五条の規定による損害賠償に係る訴訟に係る意見の請求については、新法第八十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第六条 新法第八十四条の二の規定は、この法律の施行前に生じた旧法第二十五条の規定による

損害賠償の請求権に係る訴訟については、適用しない。

第七条 この法律の施行の際現に係属している旧法第二十五条の規定による損害賠償に係る訴訟の管轄については、なお従前の例による。

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(不当景品類及び不当表示防止法の一部改正)  
第九条 不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「及び第二十五条」を、「第二十五条及び第九十一条の二第一号」に改め、「除く。」の下に「及び第九十一条の二第二号」を加える。

第九条第一項中「第二十六条及び第九十条第三号」を「第八十四条第一項(同条第二項において準用する場合を含む)」、第八十四条の二第一項、第九十条第三号及び第九十六条の二第一項」に改める。

理由

最近における経済情勢及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の施行の実情にかんがみ、公正かつ自由な競争の促進による国民経済の一層の発展に資するため、不当な取引制限等に対する課徴金の額を引き上げることとするほか、原価の公表制度の新設、損害賠償訴訟における確定審決前置の廃止、違反行為等の推定制度の新設及び管轄の変更、不正な取引方法に係る罰則の新設並びに告発請求制度の新設を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。